

理想の学校教育の実現を目指して

(提言)

平成 20 年 10 月

理想の学校教育具現化委員会

提言に当たって

「静岡の教育をもっとよくしたい」「できるところから取り組んでほしい」と、多くの県民の皆様が感じておられるのではないのでしょうか。

私は、中学校・高等学校の6年間を静岡県で過ごしました。

当時、この地では、おおらかな中にも、意欲に満ちた教育が行われておりました。先生方は実に堂々としており、信念を持って、日々生き生きと、創意工夫に満ちた教育活動を展開してくださいました。

今もなお、その姿勢は変わることなく脈々と続いていることと存じますが、静岡県を含め、日本の子どもたちは、社会の急激な変化の中で、様々な面において課題を抱えております。

かつて、日本の初等中等教育は世界に冠たるものと評価されましたが、現在は必ずしもそうとは言えない状況も浮かび上がっており、今や日本は成功体験から脱却し、学校教育の再構築を図るべき時期を迎えております。

これからの社会を担う子どもたちの育成を、未来への投資と位置付け、学校教育の改革を進めることが、急務であると思えます。

そうした中、私自身がぜひ全国のモデルになって教育改革を推進してほしいと願っていた静岡県から、理想の学校教育具現化委員会において、次の3点について明らかにするよう要請を受け、他の委員とともに協議を重ねてまいりました。

- 1 教育の中で学校教育が担うべき役割について
- 2 「学校を取り巻く実態状況調査」から明らかになった学校の実態と理想の姿との乖離を解決するための改善策について
- 3 今後の静岡県の学校教育の在り方について

平成19年12月開催の第1回委員会から6回の協議を経て、今ここに提言としてまとめることになりました。

この提言をお読みいただき、静岡の、さらには日本の将来を担う子どもたちのために、どんな教育環境を整えたらよいのか、家庭・学校・地域の様々な立場の方々が理想の学校像を共有し、共に手を携えて学校づくりを進めていく契機にさせていただけたら幸いです。

平成20年10月

理想の学校教育具現化委員会

座長 遠山 敦子

目 次

提言に当たって

提言の概要

第1章 理想の学校教育とは

- 1 教育の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 「有徳の人」を育てる
 - (2) 多様なかかわりを通して「個性」と「社会性」をはぐくむ
- 2 家庭・学校・社会（地域）の担うべき役割・・・・・・・・ 3
- 3 学校教育を取り巻く社会環境の変化・・・・・・・・・・ 4
- 4 理想の学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 目指すべき学校教育
 - (2) 理想の学校教育を実現するための基本的な考え方

第2章 静岡県の実況の学校教育の現状と課題

- 1 「確かな学力」の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 社会性とモラルの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 心と体の健康教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 「頼もしい先生」の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6 教育条件の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第3章 今後の静岡県の学校教育が目指すべき方向

- 1 施策推進のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 施策推進の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 3 施策推進の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第4章 課題解決に向けた施策案

- 1 組織マネジメントの強化による生産性の向上・・・・・・・・ 43
 - (1) 学校教育への支援体制の確立
 - (2) 学校の事務処理体制の強化
 - (3) ICT化の推進
 - (4) 学校の自律性の確立
 - (5) 学校業務の整理・縮減
- 2 きめ細かな指導による教育の質の向上・・・・・・・・・・ 46
 - (1) 学習指導の充実
 - (2) 新たな教育ニーズへの対応

- (3) 教員の指導力の向上
- (4) 生徒指導の充実
- (5) 部活動指導の充実
- (6) 家庭・地域との協働の推進
- (7) その他

第5章 施策推進上の留意点

1	施策の優先順位	56
2	国と地方の役割分担	56
3	市町教育委員会及び教育関係機関等との連携・協働	57
4	施策の進行管理	57
	理想の学校教育具現化の全体像	58
	理想の学校教育具現化のための学校種別施策案	59

関係資料

1	戦後の社会環境の変化と学校教育の動向(静岡版)	60
2	県政インターネットモニターアンケート結果	61

資料

1	理想の学校教育具現化委員会設置要綱	1
2	理想の学校教育具現化委員会委員名簿	2
3	理想の学校教育具現化委員会審議題等	3
4	理想の学校教育具現化委員会審議経過等	4

提言の概要

第1章 理想の学校教育とは

1 教育の目的

「有徳の人」の育成

- 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- 国家、社会の一員として、よりよい社会づくりに参画する人

2 家庭・学校・社会（地域）の担うべき役割

【家庭】

基本的な生活習慣の定着、自己肯定感・信頼感・敬愛の念の育成、役割意識・行動の節度の体得

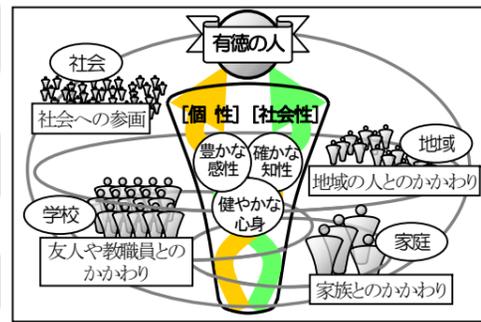
【学校】

人間形成の基礎となる資質・能力の育成、豊かな個性の伸長、集団生活に必要な社会性の発達

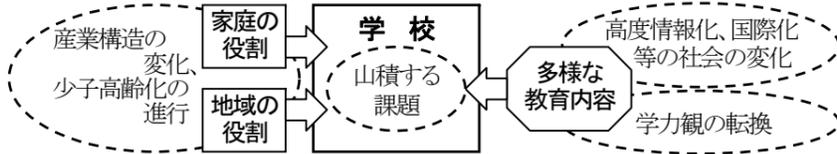
【社会（地域）】

社会性の一層の発展、生涯を通じた資質・能力の向上と個性の発揮

[多様なかかわりを通してはぐまれる「有徳の人」]



3 学校教育を取り巻く社会環境の変化 [学校教育の現状]



4 理想の学校教育

(1) 目指すべき学校教育

一人一人の子どもが、様々なかかわりの中で、それぞれの資質・能力を伸長し、社会性を身に付ける学校教育

【理想の学校の姿】

- 日々の学習活動を通して、「確かな学力」が保証される学校
- 安心してのびのびと過ごせる場としての学校
- 興味・関心が引き出され、活動に主体的に取り組める学校
- 分かりやすい授業が展開され、つまずきや試行錯誤が当然のこととして受け入れられる学校
- すべての活動を通して、発達段階に応じた課題に挑戦し、乗り越えようとすることで、自らを高めることができる学校
- 子ども同士の好ましい人間関係、教員との信頼関係のもと、集団の一員として、子どもが自分の力を発揮できる学校
- 家庭や地域と連携をとり、自然体験や社会体験など、子どもに様々な活動の場を提供できる学校
- 子どもと共に、教員も自らの成長を実感できる学校

○目指すべき子どもの姿

【資質・能力の伸長】

それぞれの資質・能力を伸長するとともに、心身の調和のとれた、自立できる子ども

【社会性の育成】

公共心を持ち、家族や友人と互いに尊重し合い、地域や社会と積極的にかかわる子ども

【多文化共生社会を生きる人の育成】

我が国と郷土に誇りを持つとともに、異なる文化を尊重し、共に生きる子ども

(2) 理想の学校教育を実現するための基本的な考え方

- ・ 学校内部の業務精選・効率化、教職員の資質・能力の向上のための指導体制、研修体制の充実
- ・ 家庭や地域が担うべき機能への外部の人的資源の活用
- ・ 生産性の向上につながる人的・物的資源の投入
- 教員が子どもと向き合う時間の確保と適切なかかわり、教育活動の質の向上

第2章 静岡県の学校教育の現状と課題（抄）

目標	現状	課題
1 「確かな学力」の育成	(1) 児童生徒の授業の理解度や満足度は十分ではない。 (2) 個に応じた指導を行うなど、教育内容・教育方法の変化への対応が求められている。 (3) 静岡県の教員のICT活用指導力は全国の中で下位である。	(1) 「確かな学力」を身に付けさせるために、授業の質を一層向上させること (2) 理科支援員、外国人児童生徒支援員、特別支援教育支援員等による支援の充実 (3) 教員のICT活用指導力の向上
2 社会性とモラルの育成	(1) 人間関係をもとにした「常識」の伝承が行われにくくなっている。 (2) 児童生徒の規範意識と行動との間にギャップがある。 (3) 職業人として自立するための資質、社会の諸課題に対する主体的態度が必要である。	(1) 親や教員以外の大人と接する機会の意図的な設定 (2) 社会性、規範意識や思いやりなどについて、指導する保護者に対して行政や学校、地域が支えること (3) 職場体験・インターンシップの系統的・計画的実施
3 心と体の健康教育の充実	(1) 児童生徒の心身の健康上の問題が多様化し、養護教諭だけでは十分対応できない。 (2) 健やかな心身を育成する上で部活動の意義は大きい、生徒や保護者の要望に応じた指導ができない場合もある。 (3) 近年、児童生徒の偏った栄養摂取や朝食欠食など、食生活の乱れが指摘されている。	(1) 養護教諭の配置の在り方の見直しと外部の専門家の導入 (2) 部活動において、生徒の健康や生活リズム等への配慮、外部指導者の活用及び指導者の資質向上 (3) 家庭や地域と連携しながら、食育を推進
4 「頼もしい先生」の養成	(1) 研修内容を還元する時間や機会を十分に持てない。 (2) 勤務時間内に教材研究に取り組むことができず、事務処理等に対して忙しいと感じている教職員が多い。 (3) 教職員間のコミュニケーションがとりにくい。 (4) 教職員が日々受けるストレスは計り知れないものがある。	(1) 指導主事による学校や教職員への指導・支援体制の強化 (2) 教科担任制の導入と、教員と事務職員の業務の担当区分を明確にすること (3) 管理職のリーダーシップを確立するとともに、教職員の同僚性に留意し、職務に対する満足度を高めること (4) メンタルヘルスの増進と心身のリフレッシュ時間の確保
5 開かれた学校の推進	(1) NPOや企業との連携による授業を実施している学校の割合はあまり高くない。 (2) 学校の教育活動の現状が正しく保護者に伝わっていない。	(1) NPO、企業等の活用の一層の推進 (2) 学校評価の結果の公開及び学校からの情報の発信
6 教育条件の整備	(1) 現在の学力観のもとでは、現行のクラスサイズは大きすぎる。 (2) 学校のICT化を進めているが進捗度に格差がある。 (3) 県内公立学校の耐震化率は、全国の中で上位である。 (4) 産業構造を踏まえると、ものづくり教育が必要である。	(1) 集団が持つ教育効果に留意しつつ少人数学級編制を導入 (2) 児童生徒用パソコンの整備、教職員へのパソコン配備及び校内LANの整備 (3) 校舎の耐震化率100%の早期実現 (4) 理科教育設備・産業教育設備の整備

第3・4・5章 学校教育の改善を図るための施策の推進体系

1 ねらい

児童生徒に対する指導の質を高め、充実させるための環境整備
— 教員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保 —

↓

2 手法

内発的改善

県及び市町の教育委員会・学校・教職員が内発的改善に取り組む。

検証と投資

事業の効果の検証のもと、必要と考えられる新たな人の配置や財政支出を行う。

役割分担と応援団

すべてのことを学校と教職員のみが行うのではなく、保護者・地域人材・外部人材等と連携・協働する。

↓

3 方向と施策案

(1) 組織マネジメントの強化による生産性の向上

- ・ 学校教育への支援体制の確立（県教育委員会事務局組織の再編）
- ・ 学校の事務処理体制の強化（事務職員の加配、事務の共同実施）
- ・ ICT化の推進（教育総合ネットワークの構築、一人1台パソコンの配備、知識・技術の共有化）
- ・ 学校業務の整理・縮減（運営方法の改善、調査・会議・指定研究の縮減）等 10 施策

(2) きめ細かな指導による教育の質の向上

- ・ 学習指導の充実（静岡式 30 人学級編制の導入、小学校高学年の教科担任制導入と専科教員の配置、支援員の配置）
- ・ 新たな教育ニーズへの対応（ものづくり教育・多文化共生教育の推進）
- ・ 生徒指導の充実（スクールカウンセラーの配置拡充）
- ・ 部活動指導の充実（外部指導者の活用、研修機会の充実）
- ・ 家庭・地域との協働の推進（学校支援地域本部の設置）
- ・ その他（教職員のメンタルヘルスの増進）等 32 施策

4 施策推進上の留意点

(1) 施策の優先順位

- ・ 教育効果
- ・ 児童生徒や教職員の負担
- ・ 学校種の実態の違い
- ・ 緊急性
- 等を勘案

(2) 国と地方の役割分担

- ・ 国への要望
- ・ 経費の公表
- ・ 県民及び関係者の理解と協力

(3) 市町教育委員会及び教育関係機関等との連携・協働

- ・ 連携・協働のもと、施策を推進

(4) 施策の進行管理

- ・ 定期的に把握
- ・ 見直しを行うこと

第1章 理想の学校教育とは

1 教育の目的

理想の学校教育を構想するに当たり、私たちは、教育を通して育成すべき人間像を生涯学習の視点から明確にするとともに、社会全体の現状と予想されるこれからの変化を踏まえつつ、それを実現するための方向性について検討した。

(1) 「有徳の人」を育てる

平成18年12月に改正された教育基本法第1条においては、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されている。

「人格の完成」を目指すことは、人が自らの資質・能力の伸長を図り、個人として自立し、生涯を通じて、それぞれが置かれている環境や人間関係の中で、社会の一員としてよりよい社会づくりに積極的に参画することである。

この意味で、「人格の完成」と「国家及び社会の形成者としての国民の育成」は、相異なるものではなく、目指すべき人の在り方を、個人と社会それぞれの視点から表現したものであると言える。

そこで、私たちは、教育の目的を、一人一人が他者とかかわりながら自らの資質・能力を伸長し、個人として自立してそのよさを発揮し、よりよい社会づくりのために活かせる人になることとした。

このように、自らを律し、他者のため、社会のために進んで自らを役立てようとする思いに根ざした行動ができることを、私たちは「徳」ととらえ、こうした徳を備えた人、すなわち「有徳の人」を育成することこそが大切であると考え、目指すべき人間像として掲げた。

「有徳の人」の育成

自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人

国家、社会の一員として、よりよい社会づくりに参画する人

(2) 多様なかかわりを通して「個性」と「社会性」をはぐくむ

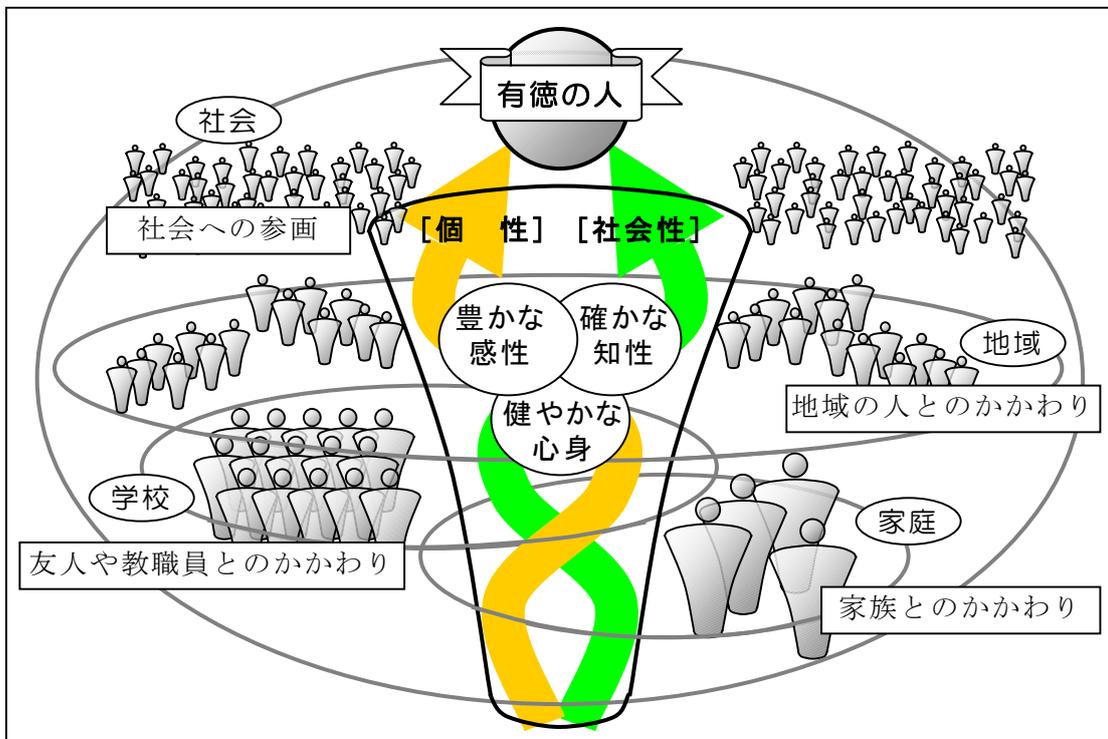
先に述べたように、個人として自立することと社会の一員として社会に参画することは、表裏一体の関係にある。

言い換えれば、人は、家庭・学校・地域など異なる場における、家族、友人、教職員、地域の人々などとの様々なかかわりや体験を通して、豊かな感性、確かな知性など、自らの資質・能力を伸長するとともに、他者とのかかわる社会性を身に付け、その過程で自らの個性を発見し、そのよさを活かすことを経験できるのである。

また、自立した個人としてよりよい社会づくりに参画する上での基盤となるのが、健やかな心身であることは言うまでもない。家庭・学校・地域それぞれの場で、調和のとれた健やかな心身の育成を図ることが必要である。

それゆえ、人が成長する過程において、家庭・学校・地域それぞれの場で、その特性を生かした、多様な人間関係や体験を経験する機会が十分に保障されることが必要である。

図1：多様なかかわりを通してはぐくまれる「有徳の人」



2 家庭・学校・社会（地域）の担うべき役割

次に、家庭・学校・社会（地域）における人間関係の特性、及び個性と社会性の育成に向けてそれぞれが担うべき役割をまとめた。

（1）家庭

家庭は、最も基本的な人間関係である家族としての生活の場であり、愛情によって結び付いたやすらぎの場であることにその特性がある。

家庭は、保護者の愛情のもと、日々の生活を通して、基本的な生活習慣を身に付けさせ、子どもに自己肯定感や人に対する信頼感、敬愛の念を養うとともに、生活を共にする上での役割意識や行動の節度を体得させる役割を持っている。

（2）学校

学校は、第一に学習の場であるとともに、教育的配慮のもとで家庭的な要素を持ちつつ、他者とのかかわりを学ぶことができる集団生活の場であることにその特性がある。

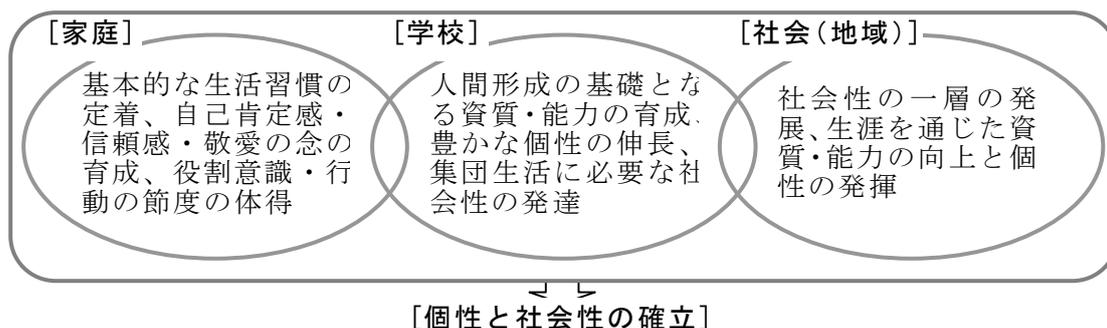
学校は、生涯を通して営まれる人間形成の基礎となる資質・能力を身に付けさせるとともに、集団生活における他者との葛藤や協力を通して、豊かな個性の伸長を図り、併せて、規範意識の涵養、集団生活を送るために必要なコミュニケーション能力、協調性の育成など、社会性の発達を促す役割を持っている。

（3）社会（地域）

社会（地域）は、家庭や学校における限定された人間関係を離れ、様々な人や集団とかかわり、自然や優れた芸術や文化に直接触れ、体験をすることができる場であることにその特性がある。

社会は、様々な役割を持つ異なる年齢層の人と出会い、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、自己有用感を高め、社会性を一層発展させるとともに、生涯を通じてそれぞれの資質・能力の向上を図り、その個性を発揮することができる生涯学習の場としての役割を持っている。

図2：家庭・学校・社会（地域）の役割



3 学校教育を取り巻く社会環境の変化

日本の社会は、戦後の復興期、高度成長期から安定成長期、バブル景気等、経済の面で大きく変化し、それに伴い教育に求められる役割も変化してきた。

特に、第1次産業から第2次産業へ、第2次産業から第3次産業へと向かう産業構造の変化と都市部への人口集中、少子高齢化の進行は、被雇用者の比率の上昇及び核家族世帯、単独世帯の増加による家族の人数の減少等をもたらした。

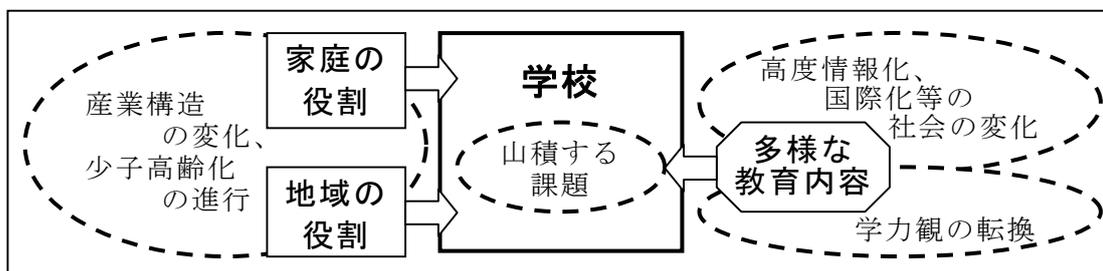
この結果、家庭・地域における人間関係が希薄化し、子どもの育成にかかわる学校の役割は相対的に増大し、本来、家庭や地域が担ってきた教育的機能を学校が担うことが期待されることとなった。

また、高度情報化、国際化の進展等の社会の変化に加え、知識・技能の習得を重視する教育から「生きる力」の育成への学力観の転換により、学校で指導すべき教育内容は多様化し、指導や評価にかかわる教員にも、この変化に対応した幅広い資質・能力が求められるようになっている。

更に今後、少子化に伴う人口減少と超高齢社会の到来、グローバル化に伴う多文化共生社会、知的・文化的価値が増大する知識基盤社会への移行などが予測され、学校教育の担うべき役割は拡大する一方である。

加えて、いじめ、不登校、学級崩壊など、学校現場が抱える課題は山積しており、学校教育は、まさに飽和状態にある。そのため教職員が、様々な課題を持ちながら日々変化する子どもと、十分に向き合い対応する時間が取れない状況にある。

図3：学校教育の現状



この理想の学校教育の構想は、今日の地方分権の流れの中における、静岡県としての独自の取組であり、教育を取り巻くこうした社会環境の変化を踏まえつつ、静岡県の特性にも留意して、はじめに述べた教育の目的を実現するため、家庭・学校・地域が連携・協働して、それぞれの役割を果たすことができる学校教育の在り方を検討する必要がある。

4 理想の学校教育

(1) 目指すべき学校教育

これまでに述べた教育の目的、学校の役割を踏まえ、目指すべき学校教育を次のようにまとめた。

○目指すべき学校教育

一人一人の子どもが、様々なかかわりの中で、
それぞれの資質・能力を伸ばし、社会性を身に付ける学校教育
【理想の学校の姿】

- 日々の学習活動を通して、「確かな学力」が保証される学校
- 安心してのびのびと過ごせる場としての学校
- 興味・関心が引き出され、活動に主体的に取り組める学校
- 分かりやすい授業が展開され、つまずきや試行錯誤が当然のこととして受け入れられる学校
- すべての活動を通して、発達段階に応じた課題に挑戦し、乗り越えようとする中で、自らを高めることができる学校
- 子ども同士の好ましい人間関係、教員との信頼関係のもと、集団の一員として、子どもが自分の力を発揮できる学校
- 家庭や地域と連携をとり、自然体験や社会体験など、子どもに様々な活動の場を提供できる学校
- 子どもと共に、教員も自らの成長を実感できる学校

また、上記の理想の学校で、共に学び、活動する中で、様々な人、もの、こととのかかわりを通して、目指すべき子どもの姿を示す。

○目指すべき子どもの姿

【資質・能力の伸長】

それぞれの資質・能力を伸ばするとともに、
心身の調和のとれた、自立できる子ども

【社会性の育成】

公共心を持ち、家族や友人と互いに尊重し合い、
地域や社会と積極的にかかわる子ども

【多文化共生社会を生きる人の育成】

我が国と郷土に誇りを持つとともに、
異なる文化を尊重し、共に生きる子ども

(2) 理想の学校教育を実現するための基本的な考え方

現在、学校教育は、先に述べたように、本来家庭や地域が担うべき役割まで抱え込んでおり、かつ、教育内容の多様化にも対応せざるを得ない状況に直面している。これに伴い、教員の業務量は著しく増加し、教員が子どもと直接向き合う時間を十分確保し、充実した教育活動を行うことが困難になっている。

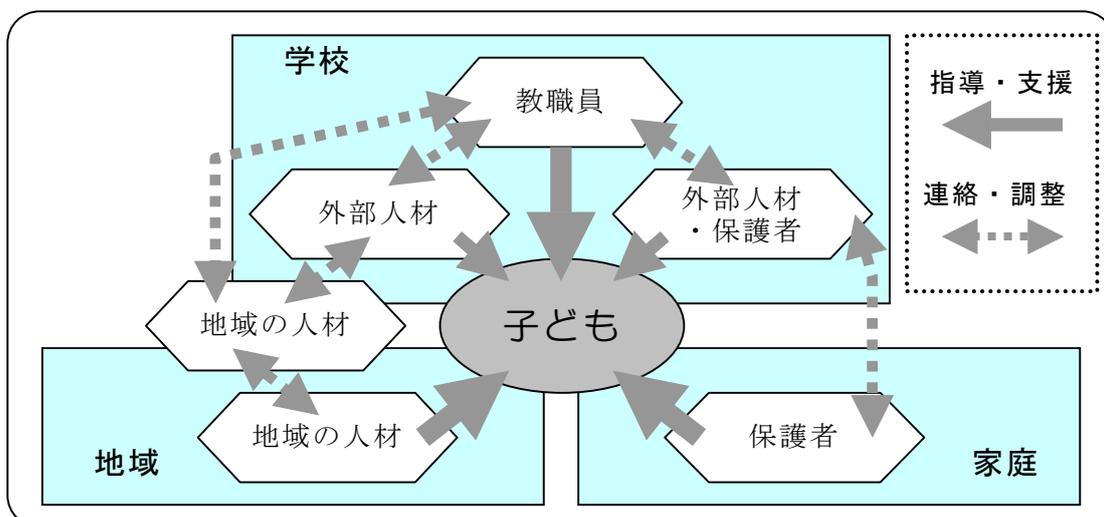
しかし、本来は学校が担うべき役割ではないからといって、学校がそこから手を離し家庭や地域に任せてしまうことは、家庭や地域の現状を考慮すると過度の負担を掛けることから難しいと思われる。

こうした状況の中で、学校が、より生産性の高い教育活動を行い、理想の学校教育を実現できるようにするためには、家庭や地域の現状を踏まえ、改めて学校教育にかかわる人的・物的資源を手当てし、外部の力を活用できる仕組みづくりを進めることが緊急の課題である。

その解決に向けた方向性として、これまでも取り組んできたところであるが、学校内部において、業務の精選・効率化を一層推進し、教職員の資質・能力の向上のための指導体制、研修体制の充実を図ることが重要である。

また、現在学校が抱えている役割のうち、本来、家庭や地域が担うべき機能については、地域の人材、専門家、保護者など、外部の人的資源を活用することで学校支援の体制を整備し、学校教育の充実を図ることが可能になる。

図4：学校教育を取り巻く人的資源を活用した支援体制のイメージ



更に、学校が主体的に内部改善を推進し、外部の人材の積極的な活用を十分に図ることと併せ、教職員の配置の改善、ICT（情報通信技術）化の推進など、生産性の向上につながる人的・物的資源の投入を進める必要がある。

こうした取組を推進するための具体的な施策を実現することで、教員が子どもと直接向き合う時間が十分に確保され、適切にかかわることができるようになり、学校における教育活動の質を高めることができるのである。

私たちは、こうした取組を通して、静岡県において理想の学校教育が実現し、学校と家庭・地域との連携のもと、共に学び、活動する中で、「有徳の人」へと成長していく子どもの姿を見ることができるよう願っている。

第2章 静岡県の学校教育の現状と課題

第1章では、理想の学校教育の姿や家庭・学校・社会（地域）の役割などについて述べた。本章では、これらを踏まえ、理想の学校教育を具現化するための具体的な手だてを考えるために、静岡県の学校教育の現状と課題を明らかにする。

静岡県教育委員会では、平成19年度、静岡県の学校教育の現状と課題を把握するため、(財)静岡総合研究機構に委託して「学校を取り巻く実態状況調査」を行った。

この調査は、教職員に対する勤務実態の定量的な調査「教職員勤務実態調査」（以下、勤務実態調査）、及び児童生徒、保護者、教職員に対する学校教育の現状や今後の在り方についての意識や期待に関する調査「児童生徒、保護者、教職員意識調査」（以下、意識調査）から成っている。

加えて、(財)静岡総合研究機構は「学校を取り巻く実態状況調査検討会議」を設け、調査結果を分析し、改善策を「学校を取り巻く実態状況調査報告書」としてまとめた。

同報告書とそれに対する教育関係団体からの意見、更に静岡県教育委員会の教育計画「『人づくり』2010プラン後期計画2006-2010」の進行管理のための調査等各種データ等を踏まえ、静岡県の学校教育の現状と課題を次のようにまとめた。

なお、勤務実態調査は、平成19年6月・8月・9月に各1週間実施されたが、ここでは、平成19年6月の調査結果を使用した。

1 「確かな学力」の育成

(1) 現状

ア 個性を生かした教育

日本の学校教育は、これまで多くの問題を抱えながらも、十分に機能し、成果を上げてきているとともに、経済・産業、科学技術などは世界の上位にあり、国民の豊かな生活を支えていると言ってよい。

今まで、日本の学校教育が成果を上げてきたのは、いわゆる「画

「画一教育」という言葉で代表される教育の方法・内容においてであり、一斉授業で、教員は一定の知識・技能を児童生徒に教授することに重点を置いた教育であった。そして、教育を受ける児童生徒・保護者の側もこのような教育を受けることを望んでいたと考えられる。これは、国民の知的水準を高め、日本を世界のトップレベルに押し上げた要因の一つであったと言える。

しかし、時代の変化とともに「画一教育」ではなく、むしろ個性を生かす教育が重視されるようになり、児童生徒に身に付けさせたい力として、知識・技能だけではなく、主体的に課題を見付け、解決する力や、自ら学び自ら考え、判断ができる力が大切にされるようになった。

個性を生かす教育が求められるようになったのに対して、教員の側がそれに十分対応する指導体制ができていないことが考えられる。知識・技能の教授を中心とする伝統的な指導法から、児童生徒一人一人に応じた指導法への転換に十分に対応できていないこともあると思われる。

また、知識・技能を教授されることを期待していた児童生徒・保護者の側もこのような変化について十分理解しているとは言えないと考えられる。

児童生徒が自ら学ぶようになるには、驚きや未知なるものへのあこがれ・畏敬の念を感じることができ、体験をさせることが大切である。こうした驚きや畏敬の念などが学びのスタートとなる体験活動は十分行われているとは言えない。

イ 教育内容・教育方法の変化

平成 14 年度から実施された学習指導要領における教育課程では、学校週 5 日制のもと、「生きる力」の育成を図ることをねらいとし、総合的な学習の時間などが導入された。学校週 5 日制により 1 週間当たりの授業時数が減少する一方で、1 日当たりの授業時数が増加した。(表 1)

平成 20 年 3 月に告示された小・中学校の学習指導要領では、授業時数の増加、小学校の外国語活動も示されている。

また、総合的な学習の時間の学習活動の例として示されている国際理解、情報、環境、福祉・健康のほか、食育、防災教育、消費者教育など、新たな教育内容に関する様々な学習活動が期待されている。

更に、個の実態に応じた指導を行うため、少人数指導やチームティーチングなどの指導方法の工夫が求められるようになった。

このように、教職員は教育内容・教育方法の変化への対応が求められている。

表 1 : 1 週間当たりの授業時数 (小学校 6 年生)

週 6 日制	週 29 時間 : 5 時間 × 5 日 + 4 時間 × 1 日
週 5 日制	週 27 時間 : 5 時間 × 3 日 + 6 時間 × 2 日

ウ 授業等に関する満足度

意識調査では、児童生徒の学校生活に関する満足度を 6 項目で調査した。小学生は、どの項目も比較的満足度は高い。中学生は「学校での友達関係」については、約 8 割が満足しているものの、「学校の授業」「学校の先生との関係」は比較的低い。高校生は、「学校の授業」「体育祭や遠足などの学校行事」が比較的低い。従って、特に中学生、高校生は学校の生活に十分満足しているとは言えない。

なお、どの校種も「校舎・教室の広さや使いやすさ」が低くなっている。(図 5)

意識調査によると、「授業を理解できている」と思っている児童生徒は、小学生では約 8 割であるが、中学生と高校生では約 6 割である。これは、2010 プランの調査結果とほぼ同様である。

児童生徒の学習面での要望については、「分かりやすく、しっかり教えてほしい」ほか、パソコンや DVD (映像) にかかわる要望、少人数指導の要望が、どの校種も強い。(図 6)

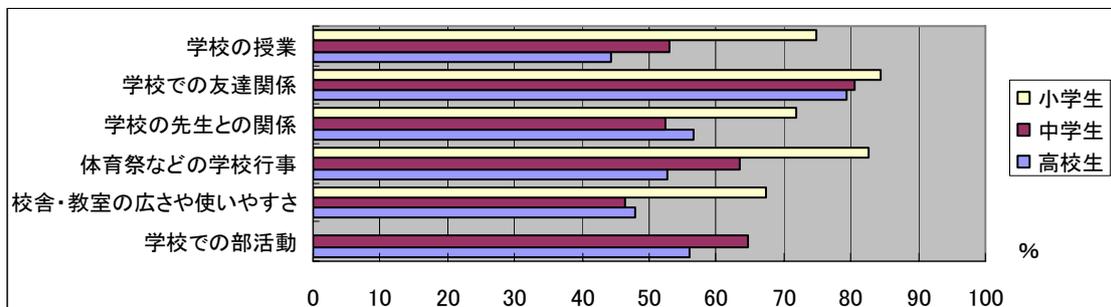
このように、児童生徒は学習に対して、分かりやすく教えてほしいと前向きな気持ちを持っているが、授業の理解度や満足度を見ると、現在の学校の授業はそれに十分こたえているとは言えない。

一方、保護者は、「上級学校へ進学するための学力」「学習意欲を高めること」など、学習指導に対して十分満足しておらず (図 7)、比較的多くの保護者が、「分かるまでしっかり教えてほしい」「少人数の授業をもっと増やしてほしい」と要望している。(図 8)

また、保護者は、教職員の資質や意欲を高めるための取組については、授業の準備をする時間の確保、教員が子どもと接する時間や

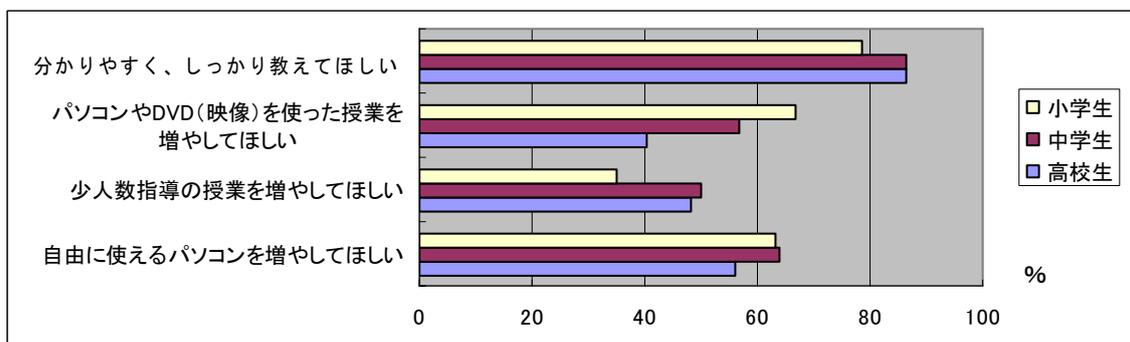
教員同士が教育について話し合う時間を確保する必要があると認識している。(図9)

図5：学校生活に関する児童生徒の満足度



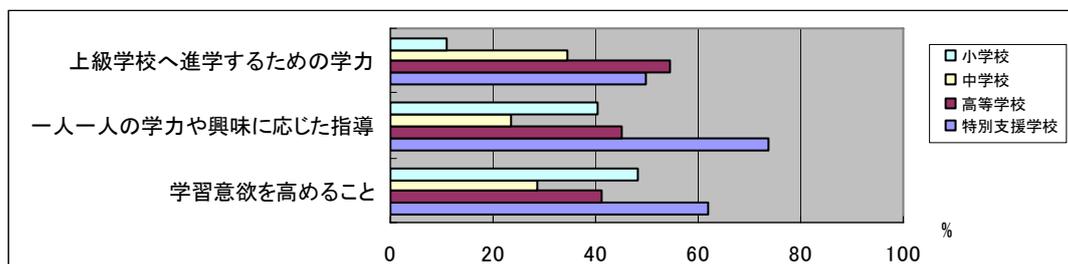
※ 「満足している」と「まあ満足している」を選択した割合の合計
(注) 意識調査から

図6：学習面で学校や先生に児童生徒が望むこと



※ 「そう思う」と「まあそう思う」を選択した割合の合計
(注) 意識調査から

図7：学校の指導や取組についての保護者の満足度

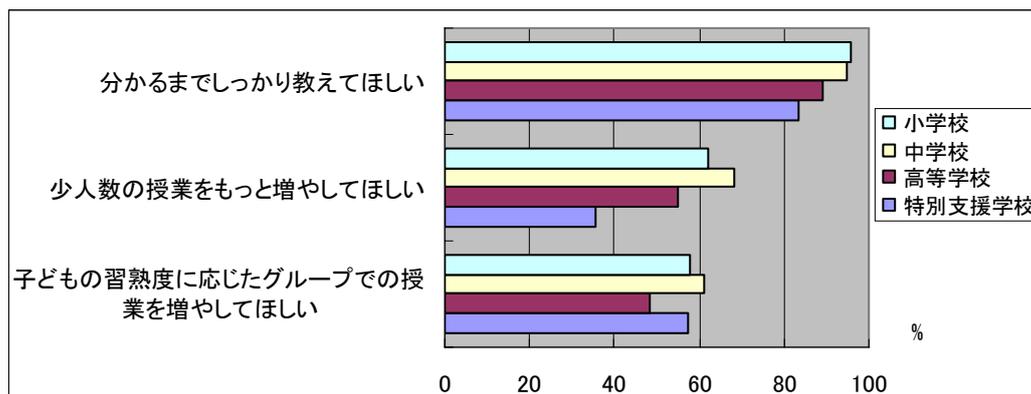


※ 「満足している」と「まあ満足している」を選択した割合の合計
(注) 意識調査から

(注) 意識調査の選択肢

- ・「そう思う」「まあそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」など、「どちらともいえない」を含んだ5つの選択肢(一部を除く)

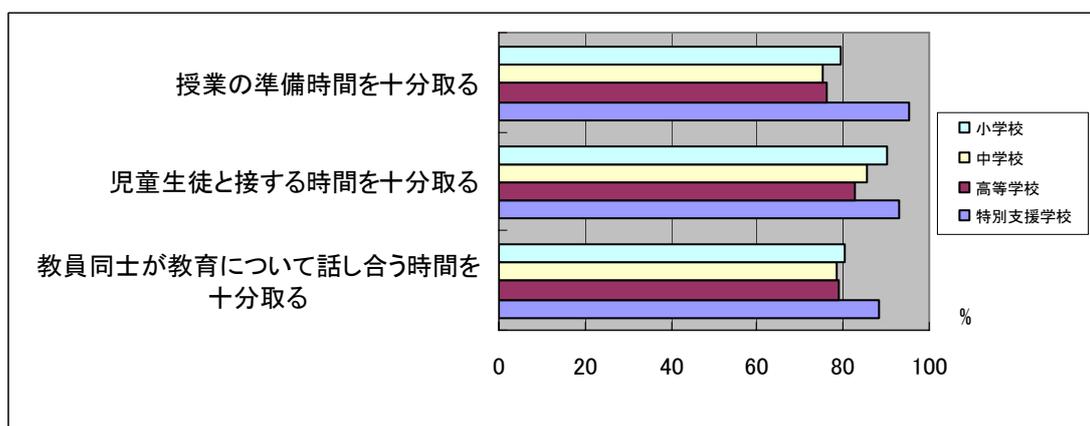
図 8 : 学校の指導や取組についての保護者の要望



※ 「そう思う」と「まあそう思う」を選択した割合の合計

※ 意識調査から

図 9 : 教職員の資質や意欲を高めるための取組についての保護者の意識



※ 「有効である」と「まあ有効である」を選択した割合の合計

※ 意識調査から

エ きめ細かな指導

平成 20 年度全国学力・学習状況調査によると、静岡県の子童生徒の平均正答率は、小学校の算数以外は、全国平均を上回っている。特に、中学校は、全国平均を大きく上回り良好であると言える。(表 2) また、小学校、中学校ともに、授業を肯定的にとらえている児童生徒は全国平均を上回っている。

しかし、小学校 3 年生から中学校 2 年生を対象とした平成 19 年度の基礎学力定着状況調査では、中学生は全国平均を上回っているのに対し、小学生は社会と理科が全国平均よりも低い。(表 3)

そのような中、観察・実験活動等において教員を支援するため、小学校 151 校に、理科の得意な人材が理科支援員として配置されて

いる。

また、LDやADHDなどにより、特別な支援を必要とする児童生徒への指導のためには、特別支援教育支援員が配置されている。

そのほか、静岡県では、近年、外国人登録者数が増えており（p.60 関係資料1）、増加傾向にある外国人児童生徒の指導のため、日本語のほかにポルトガル語、スペイン語が堪能な人材を外国人児童生徒相談員として任用し、小・中学校等に派遣するなど、外国人児童生徒の指導、指導担当者等への助言・援助が行われている。（表4）

表2：平成20年度全国学力・学習状況調査 平均正答率

学 年	国 語		算数・数学	
	A（知識）	B（活用）	A（知識）	B（活用）
小学校6年生	65.6 (65.4)	52.1 (50.5)	72.0 (72.2)	51.4 (51.6)
中学校3年生	75.4 (73.6)	64.1 (60.8)	67.0 (63.1)	52.7 (49.2)

※ （ ）内の数値は全国平均

※ 数値は政令都市を含む。

表3：基礎学力定着状況調査の結果（平成19年度）

学 年	国語	社会	算・数	理科	英語
小学校6年生	52.7	47.9	50.8	47.5	—
中学校2年生	53.0	51.9	51.4	51.4	53.1

<理科：小4（48.7）小5（46.2）>

※ 教研式全国標準学力調査から

※ 全国平均を50とした数値

表4：静岡県の外国人児童生徒数

校 種	平成19年度	前年度比
小 学 校	2,987人	276人増
中 学 校	1,121人	167人増
高 等 学 校	565人	59人増

※ 文部科学省学校基本調査から

※ 国立・公立・私立を含む数値

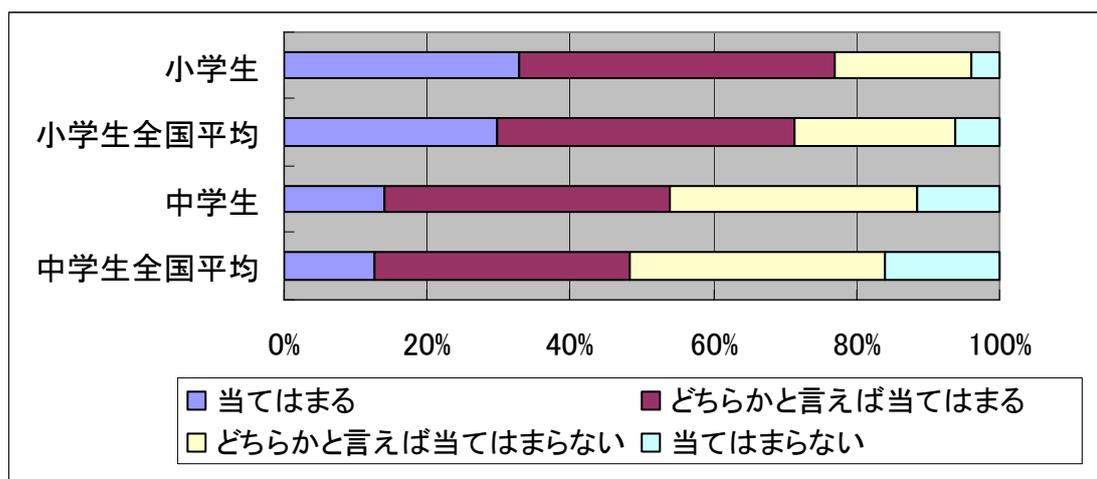
オ 総合的な学習の時間の取組

総合的な学習の時間の目標は、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどであり、「生きる力」を身に付けさせるためには、意義ある学習活動である。

全国学力・学習状況調査によると、静岡県の子童生徒の総合的な学習の時間に対する意識は、全国平均と比べて高く、各学校で工夫した活動が展開されていることがうかがえる。(図 10)

しかし、総合的な学習の時間を実施するに当たって、目標や内容、評価、指導方法・指導体制について教員の理解が必ずしも十分ではなかったことから、学校によっては、満足できる教育成果が上がっていない、また、校種によって取組に差が見られるという指摘もある。

図 10 : 「総合的な学習の時間」の授業では、新しいことが発見できると思う児童生徒の割合



※ 平成 20 年度全国学力・学習状況調査から (公立)

カ ICT を活用した教育の推進

パソコン、携帯電話、インターネットなど、ICT は、単に必要な情報収集だけでなく、自分の思いや考えを伝えるコミュニケーションの場でも広く活用され、一般的な道具になっている。

平成 20 年 3 月に告示された小・中学校の学習指導要領には、コンピュータの基本操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするため、学習活動を充実することの必要性が示されている。

現在も、このようなメディア・リテラシー教育は各学校で行われ

ているが、ハード・ソフトのほか、教材、資料等は学校によって様々である。

一方、静岡県公立学校における教員のICT活用指導力は、全国の中で下位の状況である。

キ 読書指導の推進

『人づくり』2010プラン後期計画に関する平成19年度末実施状況調査によると、静岡県の小学校、中学校、特別支援学校では100%の学校で、高等学校では78%の学校で、「朝読書」又は「読み聞かせ」を実施し、読書活動に力を入れている。

学校の読書指導の核となる司書教諭については、置くことになっている12学級以上の学校に対して、小・中学校ではすべてに、高等学校では96.4%に発令されている。

しかしながら、司書教諭は、学級担任やその他の校務分掌を持ち、専任ではないため、その職責を十分果たすことのできない状況にある。

(2) 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

- 少人数指導の効果についての検証を行いつつ、少人数学級編制を導入し、個に応じた指導の更なる充実を図ること。
- 国際理解教育、情報教育等新たな教育内容に対応した指導ができるよう、支援員を配置するなど環境を整えること。
- 児童生徒の授業に対する前向きな気持ちにこたえ、「確かな学力」を身に付けさせるために、授業の質を一層向上させること。
- 教員の教科指導に関する技術など、実践的な指導力を高めること。
- 児童生徒が、自然の中で体験する、本物に触れる、学問・芸術・技術等、その道に秀でた人に出会うことなどを意図的計画的に設定すること。

- 「確かな学力」を育成するため、児童生徒の実態に応じて、小学校の理科等に専科教員などを配置すること。
- 理科支援員、外国人児童生徒支援員、特別支援教育支援員など、外部の専門家によるきめ細かな支援の充実を図ること。
- 総合的な学習の時間についての理解を一層深めるとともに、外部指導者の導入、打合せの時間等の確保すること。
- 児童生徒のメディア・リテラシーを育成するために、ハード、ソフト等の充実とともに、教材等のデータベース化を図ること。
- 教員のICT活用指導力に関する研修等を行い、ICT活用指導力の向上に努めること。
- 司書教諭の配置を更に進めるとともに、常駐の司書を配置するなど、読書活動の一層の充実を図ること。

2 社会性とモラルの育成

(1) 現状

ア 児童生徒の「常識」

意識調査によると、児童生徒、保護者ともに、児童生徒の約6割から7割が「社会生活（普段の生活）を送るための常識やマナー」が身に付いていると考えている。

これに対し、身に付いていると考える教職員は、2割から3割程度で、大きな相違が見られる。(図11)

これは、一つの解釈として、教職員の考えている常識やマナーが社会の変化に追いついていけない、あるいは、教職員の判断基準が厳しいと考えられる。反面、「不易」と言うべき常識やマナーが、児童生徒に伝承されていないとも考えられる。これは世代の違いに基づく考え方である。

しかしながら、保護者と教職員が同じ大人であるにもかかわらず、評価が異なることから、立場の違いに基づく見方も必要である。保護者が考えている常識やマナーが、社会一般に比べ、自己中心的な

考えに陥っている場合があることにも起因しているのではないか。

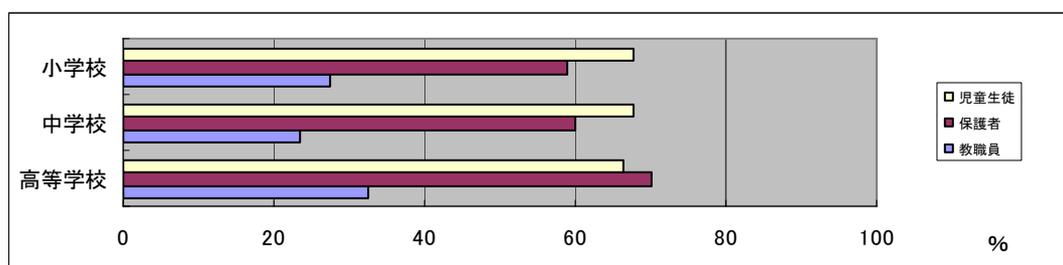
児童生徒にとって、学校が一番時間を費やす共同の場所であり、保護者に比べ、教職員の方が共同生活の中でのルールやマナーについては、より正確に把握できると言えないか。

「常識」は、自分より上の世代や様々な立場の大人と接することによって学んでいく。例えば、こういうことをしたとき、大人から叱られた、だから次からは気を付けようということを繰り返すことによって、「常識」が伝承されていく。

しかしながら、「自分らしさ」や「個性の尊重」が重視される中、大人が一步下がってしまいがちになるなど、社会生活を送るために必要なことが児童生徒に教えられていないという傾向が見られる。

特に、最近では、親や教員以外の大人と接することが少なくなり、以前のような多様な人間関係をもとにした「常識」の伝承が行われにくくなっていると考えられる。そこで、子どもを地域と結び付けるなど、学校における教職員の役割が重要である。

図 11: 児童生徒が社会生活を送るための常識やマナーが身についていると思う割合



※ 「身についている」と「まあ身についている」と答えた割合の合計

※ 意識調査から

イ 意識と行動のギャップ

最近の児童生徒の問題行動から、規範意識が薄れているのではないかという指摘がある。そこで、家庭ではもちろんのこと、学校でも社会生活を営む上で必要な最小限の規範意識をしっかりと持たせることが必要である。その上で、規範意識と実際の行動の間にあるギャップをどう埋めていくのかが問われている。

例えば、ごみを拾わなければいけない、いじめはしてはいけないと意識していても、ごみを拾う、いじめをやめるという行動になかなかつながらない。

児童生徒の規範意識については、「友達が悪いことをしていたらやめさせる」ことに対する意識調査からも分かるように、一般的に小学生の方が高く、中学生・高校生が低い傾向がある。(図 12)

そこで、意識と行動のギャップを埋めて、望ましい行動をとるよう児童生徒を導くためには、年齢・学年に応じて、行動につながるような指導が必要である。

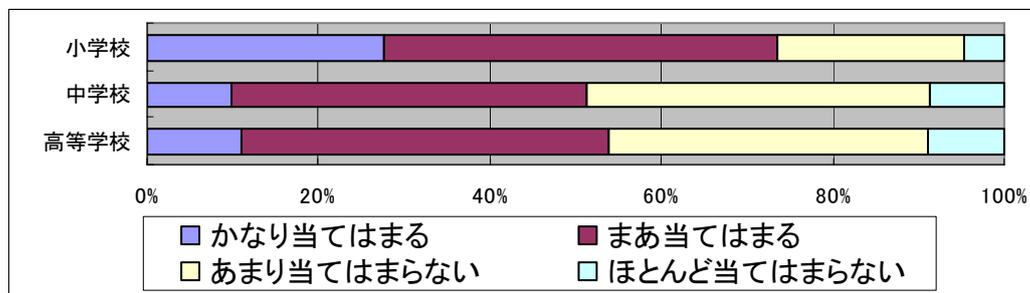
幼児から小学校低学年ぐらまでは、いわゆる「型」から入ることも大切である。望ましい行動がとれたときには、認め、励まして、継続的に行動する意欲につなげたい。このような指導は、早期に始めることによって効果が高まると考えられる。

このような観点に立って、小学校1年生学級支援事業(注)が推進され、複数教員が配置されている学校では、成果を上げている。

そして、小学校高学年、中・高校生と学年が上がるにつれて、意識を行動につなげるために、そのルールがなぜ必要なのか教えたり、時には、考えさせたりすることが大切である。

また、意識調査によると、「社会生活を送るための常識やルール」「公共マナーや礼儀」「他人への思いやり」などは、保護者は、どの校種も家庭が主に担うとしている。しかし、現実的には、自分の子どもを十分に教育することが期待できない家族があることも指摘されている。学校においてしっかりと指導するとともに、その方針を保護者に伝え、学校と家庭が連携して、この問題に当たることが不可欠である。

図 12：友達が悪いことをしていたらやめさせる



※ 『人づくり』2010 プラン後期計画に関する平成 19 年度末実施状況調査から

(注) 小学校1年生学級支援事業

- ・小学校1年生の円滑な集団生活への適応を支援するため、34人以上の学級を有する小学校に非常勤講師を配置している。

ウ 青少年の多様性

静岡県青少年問題協議会では、「現代青少年の意識及び生活実態等に関する調査」（調査対象は中学校、高等学校、大学、短大、専門学校、社会人等）の結果を分析し、県内の青少年の主な特徴として次の6つの内容を指摘している。

- ・人間関係が希薄になっており、不安の大きい生活環境の中で生きている。
- ・価値判断基準としては、社会的なことより個人的なことを重視する傾向がある。
- ・自分の人生について高い理想を掲げているものの、むしろそのことが免罪符となり、現実の自分と対峙することを回避する傾向がある。
- ・友人関係においては、自己中心的な視座に基づいた関係をとる傾向がある。
- ・朝食を家族と共にとっている子は、近所の人と何らかのコミュニケーションができている割合が高い。
- ・激動の時代に積極果敢に挑戦するというよりは、穏やかで安定した生き方を好む傾向が見られる。

一方で、年齢が上がるにつれ、判断基準が社会に目を向けるものに変化している傾向もあり、青少年が以前と変わらず真剣に物事を考える姿勢がうかがわれるとしている。

調査に基づく「新しい青少年像とそれを支援する大人の役割（意見具申）」（平成19年9月6日）では、このようにとらえにくい現代青少年像の背景には、人々の生活の仕方、働き方、社会の在り方など、様々な面での多様化があり、その影響を青少年が一番被っているためであるとしている。

こうした青少年に対し、大人は自らの理想像を強要するのではなく、まずは青少年のありのままを受け入れ、多様な姿を認めた上で、コミュニケーション能力を高め、自分を見つめ社会に目を向けた価値判断の基準を身に付けた青少年の育成を目指すべきであるとしている。

エ 社会的自立のための資質・能力、態度の育成の必要

静岡県生涯学習審議会では、「豊かな生涯学習社会の構築に向けての『連携・協働』の在り方について」（答申）（平成20年1月）において、近年の雇用環境の変化や、社会課題の複雑化・多様化を

背景に、職業人として自立するための資質・能力の育成、社会の諸課題の解決のために主体的に行動するための態度・能力の育成が必要であると述べている。

具体的な資質・能力、態度としては以下のものが提示されている。

- ・自らの生き方とのかかわりの中で「働くこと」を価値付けること
- ・知識・技能以外に企業が求める新たな能力（コミュニケーション能力、熱意・努力、チームで動く力など）
- ・自己分析力
- ・職業・企業に関する知識
- ・起業家精神
- ・労働者としての権利や社会保障等に関する知識
- ・社会の課題に対し、当事者意識を持って、解決に向けて努力しようとする態度
- ・社会の現状から課題を見出す能力
- ・自分の意見を的確に表現するとともに、他人と議論する能力
- ・様々な意見を調整しながら、より高度な意見にまとめ、それを具体的な活動につなげていく能力

答申では、地域・学校・家庭・企業など様々な場面でこうした能力を発達段階に応じて身に付けることが肝要であるとしている。

（２）課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

- 社会生活を送るための一般的な常識やマナーを身に付けさせるために、学校でも機会をとらえて教えるとともに、児童生徒が親や教員以外の大人と接したり、活動したりする機会を学校が意図的に設定すること。
- 小学校１年生学級支援事業の成果を踏まえ、小学校低学年児童に対して、きめ細かな指導の一層の充実を図ること。
- 社会性、規範意識や思いやりなどについて、指導する保護者に対して、行政や学校、地域が支えること。
- 総合的な学習の時間等に社会の課題をテーマにした体験的・実践的な活動を実施すること。

- 児童会・生徒会活動において、児童生徒が自分たちで学校を創り上げていく意識と実感を持たせること。
- 系統的な指導計画のもとで、職場体験やインターンシップを実施すること。
- 社会科等の授業において、子ども自身が社会とどうつながっているかという視点から授業の内容や教材を再構成すること。

3 心と体の健康教育の充実

(1) 現状

ア 児童生徒の体格・体力

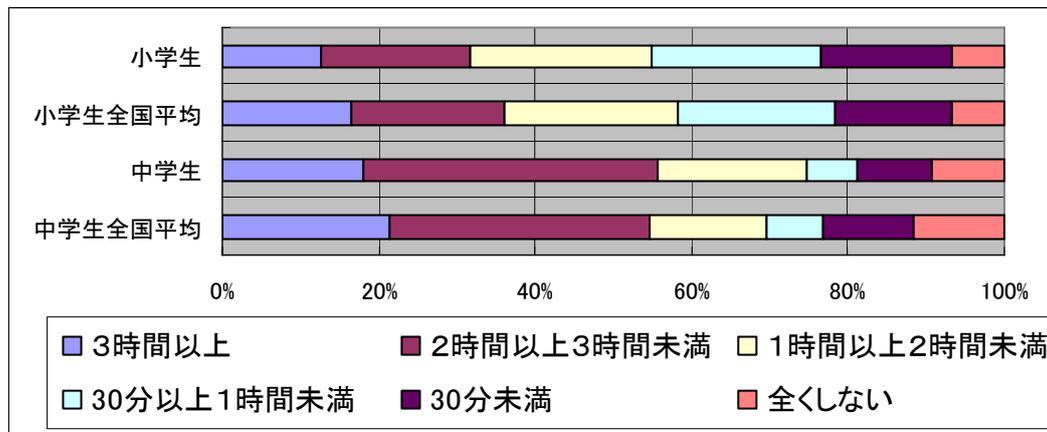
平成 19 年度の調査によると、静岡県の子童生徒の体格は、男女とも身長、体重ともにすべての学年において、全国平均を下回っている。体力については、静岡県の男子は全校種延べ 102 種目中 94 種目、女子は同 102 種目中 100 種目が全国平均を上回っており、全国的にはトップクラスにある。

親の世代と比較すると、体格面はどれも向上している。しかし、体力面は、昭和 60 年頃から長期的に低下傾向にある。

児童生徒の体力の低下傾向は、社会環境や生活様式の変化などにより、日常的に外で遊ぶ場所や仲間、時間が減少したことやスポーツ少年団やスポーツクラブ等で積極的に運動する児童生徒としない児童生徒の二極化など、様々な要因によって生じていると考えられる。

平成 19 年度全国学力・学習状況調査によると、学校の授業以外に、普段、運動をする時間について、中学生は、全国平均と比べて大きな違いはないが、小学生は少ない傾向にある。(図 13)

図 13：体育・保健体育の授業以外に、普段（月～金曜日）、運動・スポーツをしている 1 日当たりの時間



※ 平成 19 年度全国学力・学習状況調査から（公立）

イ 心の健康

文部科学省学校基本調査によると、平成 19 年度の静岡県における「不登校」（病気や経済的な理由以外で年間 30 日以上欠席）は、4 年連続増で過去最高である。

また、静岡県養護教諭研究会が行った「養護教諭に関わる実態調査」によると、平成 19 年度の静岡県における「保健室登校」は、児童生徒数が減少している中で、4 年連続して増加している（図 14）とともに、いじめ、薬物乱用、虐待など様々な問題を抱えて保健室に来る児童生徒が増えているという指摘がある。

養護教諭は「保健室登校」の児童生徒に対して、改善に向けての助言をしたり、相談相手になったりするなどの対応をしており、多くの児童生徒が教室復帰をし、状況が改善している。（表 5）

養護教諭の役割は、以前は、校内で発生した児童生徒の疾病やけがへの救急措置、健康診断、健康相談等が主な役割であったが、現在は、健康教育の推進はもとより、保健室登校の児童生徒への対応、心に問題を持つ児童生徒への支援、教職員の心身の健康への支援などが主な役割となっていると言える。

また、平成 20 年 6 月に学校保健法が「学校保健安全法」に改められ、保健室の役割に保健指導が加わったことから、児童生徒の心身の健康上の問題が多様化・深刻化し、養護教諭の役割がこれまで以上に重要視されていることが分かる。

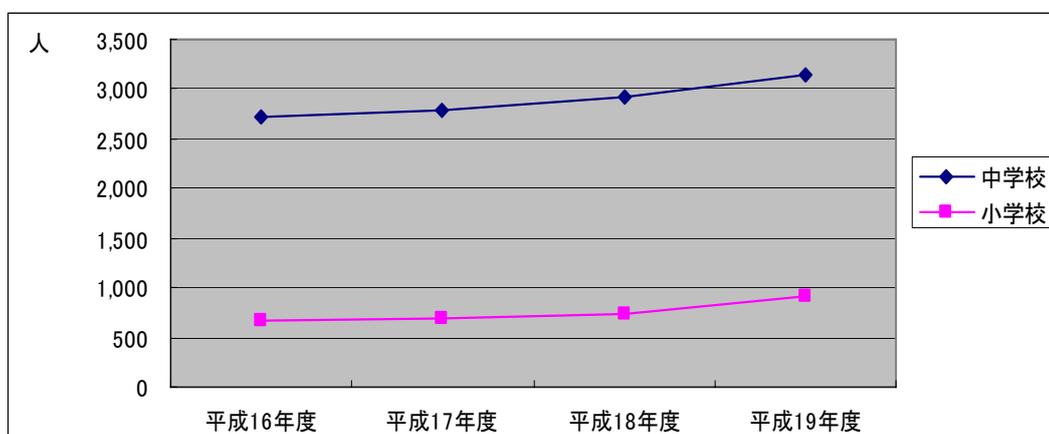
こうした状況に対して、県では児童生徒の臨床心理に関して高度

に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（注1）をすべての中学校と約8割の小学校に配置しているが、1人のスクールカウンセラーが複数校を担当している場合がほとんどであり、教職員、児童生徒、保護者からの相談に十分対応できていない。

また、高等学校には10校に配置されているのみであり、特別支援学校には配置されていない。

また、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー（注2）を配置しているのは、県内では7市である。

図14：県内の公立小・中学校における不登校児童生徒数



※ 文部科学省学校基本調査から

表5：静岡県における「保健室登校」の児童生徒数

校種	平成17年度	平成18年度	平成19年度
小学校	333人 (37.8%)	341人 (44.0%)	396人 (57.5%)
中学校	791人 (27.7%)	857人 (30.9%)	889人 (36.3%)

※ () 内の数値は、平成17、18年度は教室復帰した児童生徒の割合、平成19年度は教室復帰及び復帰する時間が増加した児童生徒の割合

※ 静岡県養護教諭研究会（県内国立・公立小・中学校、特別支援学校、一部私立小・中学校：養護教諭配置校及び兼務校805校）の調査から

（注1） スクールカウンセラー

- 臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、児童生徒の心理面の援助や学校・家庭への助言を行う。

（注2） スクールソーシャルワーカー

- 社会福祉等の専門的な知識や技能を有し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働き掛けるなどして、問題解決への支援を行う。

ウ 部活動への取組

部活動については、静岡県の中学校及び高等学校の生徒の運動部活動の加入率は、全国平均を上回っている。(表6)

健やかな心身を育成する上で、部活動の教育的意義は大きい。仲間と一つの目標に向かって、切磋琢磨しながら、あるいは個人の記録の向上を目指して、汗や涙を流し、苦しさを乗り越えようとするとき、心身共に大きく成長する。そして、仲間と夢中になって取り組んだ思い出は、生涯の貴重な財産となる。

一方、一部には、活動が生徒にとって負担となる場合もあり、生徒の健康、生活リズム等への配慮も求められている。

また、生徒を指導する部活動顧問の中には、指導経験のない種目を担当している教員も見られ、生徒や保護者のニーズに応じた指導ができない場合もある。

部活動指導は顧問の熱意によって支えられている部分が多く、部活動顧問の資質向上は数少ない講習会や個人の努力にゆだねられているのが現状である。

表6：部活動の加入状況（平成20年度）

区分	校種	加入率	全国加入率
運動部	中学校	73.1%	64.9%
	高等学校	47.5%	43.0%
文化部	高等学校	38.4%	—

※ 静岡県中学校体育連盟、静岡県高等学校体育連盟及び静岡県高等学校文化連盟の調査から

※ 国立・公立・私立を含む数値

※ 中学校の全国加入率は平成19年度の数値（平成20年度分は集計中）

※ 高等学校の文化部全国加入率及び中学校の文化部は統計なし

エ 食育の推進

近年、全国的に児童生徒の偏った栄養摂取や朝食欠食など、食生活の乱れが指摘され、食育の推進が図られている。静岡県では、食生活改善のために、リーフレットの活用や「朝食クイックメニューコンクール」(注) などに取り組んできた。

(注)「朝食クイックメニューコンクール」

・小・中・高・特別支援学校生を対象とした、栄養バランスのよい朝食メニューを募集するコンクール

平成 19 年度の調査によると、朝食摂取率は調査開始以来最も良好であったが、「バランスのよい朝食摂取率」(注)は、改善傾向が足踏み状態である。(表 7)

表 7：朝食摂取状況調査（平成 19 年度）

調 査 項 目	小学生	中学生	高校生
朝 食 摂 取 率	98.2% (98.0%)	95.4% (95.0%)	94.1% (94.0%)
バランスのよい朝食摂取率	49.9% (46.8%)	40.9% (42.6%)	30.3% (40.1%)

※ 静岡県教育委員会の調査から

※ () 内は平成 18 年度の数値

※ 「バランスのよい朝食摂取率」は小学校 6 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生が調査対象である。

(2) 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列举すると次のとおりである。

- 養護教諭の指導の充実が図られるように、養護教諭の配置の在り方を見直すとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するなど、外部の専門家の支援を受けることができる仕組みを確立すること。
- 部活動において、生徒の健康や生活リズム等に十分配慮すること。
- 生徒や保護者のニーズにこたえ、部活動指導の専門性を向上させるために、部活動に外部人材を活用するとともに、指導者の資質向上に努めること。
- 児童生徒の心身ともに健全な成長の基礎となる食育について、今後も、家庭や地域と連携しながら、取組を推進すること。

(注) 「バランスのよい朝食摂取率」

- ・ 朝食に 3 つの基礎食品群 (たんぱく質・無機質、脂肪・炭水化物、ビタミン・食物繊維) を摂った幼児・児童生徒の割合

4 「頼もしい先生」の養成

(1) 教職員の研修

ア 現状

「学校に信頼することができる先生がいる」としている児童生徒の割合は、小学校で約 80%、中学校、高等学校で約 50%、特別支援学校で 70%である。特に、中学校、高等学校の生徒は、学習、生活だけでなく、進路、友人関係、部活動など様々な場面で、教職員の指導・助言を必要としているが、それに十分にこたえているとは言えない。(図 15)

意識調査によると、様々な分野の教育のうち、情報モラル、望ましい勤労観・職業観、交通安全・防災などに関する教育は、保護者が学校に期待する以上に教職員は学校が担うのが望ましいとしている。このように、社会環境が大きく変化する中で、学校教育においても様々な分野の取組を推進するとともに、困難な教育課題を積極的に解決していくことが求められている。

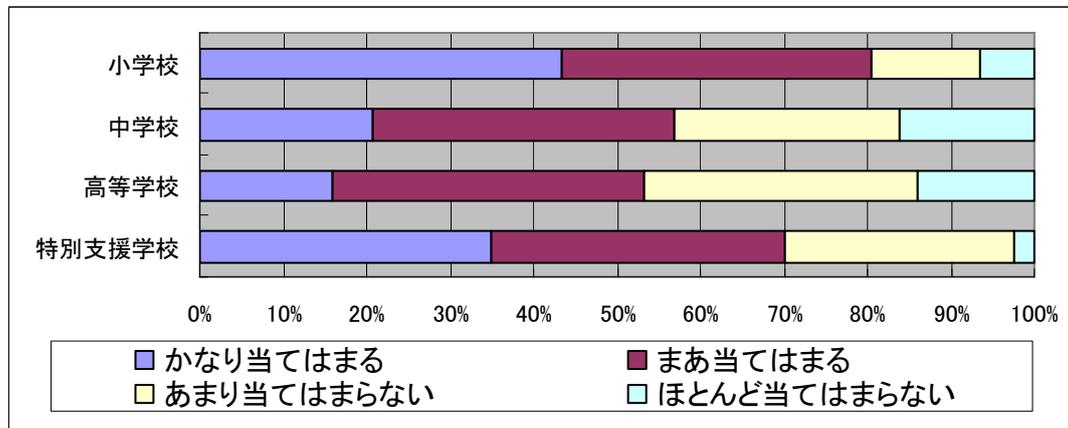
「研修を役立てた」と答えた教員の割合は、全体で約 68%である。(表 8) 静岡県では、学校や教職員がそれぞれのニーズに応じて、自主的・主体的に参加できるよう、該当者が全員参加する研修や推薦された者が参加する研修から、学校や教職員の希望により参加できる研修を充実する方向への転換が図られている。

しかしながら、研修に参加した教職員が学校や地域にその内容を還元する時間や機会を十分持てていないこと、研修等で使用した資料や指導案等が広く活用できていないこと、校内研修や教員の学習指導力向上を支援する指導主事が、学校訪問等における指導だけに専念できていないことなどの状況が見られる。

なお、国においては、教員免許更新制を導入し、すべての教員に 10 年ごとに 30 時間以上の免許状更新講習の受講を課すこととなったが、10 年経験者研修との重複も見られ、教員の負担増加は避けられない状況もある。

教員免許更新制における更新講習は大学で行われるが、更に、大学・大学院派遣、校内研修など教職員研修において、今後も大学と連携を図ることが求められている。

図 15 : 「学校に信頼することができる先生がいる」と答えた児童生徒の割合



※ 『人づくり』2010 プラン後期計画に関する平成 19 年度末実施状況調査」から

表 8 : 「研修を役立てた」と答えた教員の割合

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
84.3%	71.6%	52.9%	68.1%	68.2%

※ 『人づくり』2010 プラン後期計画に関する平成 19 年度末実施状況調査」から

※ 「とても役に立った」と「まあ役に立った」と答えた割合の合計

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

- 教職員が社会の変化に適切に対応して教育活動を行っていくために、学習指導要領改訂及び教職員評価制度に対応した研修など、今後も教職員や学校のニーズにこたえることができるよう、教職員研修の一層の精選と充実を図ること。
- 校内研修や自主研修を支えるために、各種研修内容・方法の改善・充実を進めるとともに、指導主事による学校や教職員への指導・支援体制を強化し、参考になる指導案・教材等を教職員が共有化するためのシステムを構築していくこと。
- 大学・大学院派遣、校内研修等で大学との連携を一層進め、教職員研修の充実を図ること。

(2) 教職員の職務遂行の在り方

ア 現状

(ア) 教員の長時間労働と少ない授業準備時間

勤務実態調査によると、教諭の労働時間は、小・中学校が約 12 時間、高等学校が 10 時間を超え、時間外や業務の持ち帰りが常態化している上に、休憩時間も少なく、労働密度が高い。(表 9)

特に、教頭の業務は、事務処理や施設設備の管理、外部対応など幅広く、教員の指導力向上に対する指導や学校組織の円滑な運営などの業務に専念しにくい状況である。

また、生徒の問題行動は増加傾向にあり、特に中学校の生徒指導主事の負担は大きい。(図 16)

勤務時間の中で、「教材研究・指導計画」に費やされる時間は、小学校教諭で 25 分である。勤務時間内に取り組むことができない「教材研究・指導計画」は、残業や持ち帰りによって行われており、教材研究や授業の準備は、十分にできていると思う割合は、小学校教諭で 17.2%にとどまっている。(表 10)

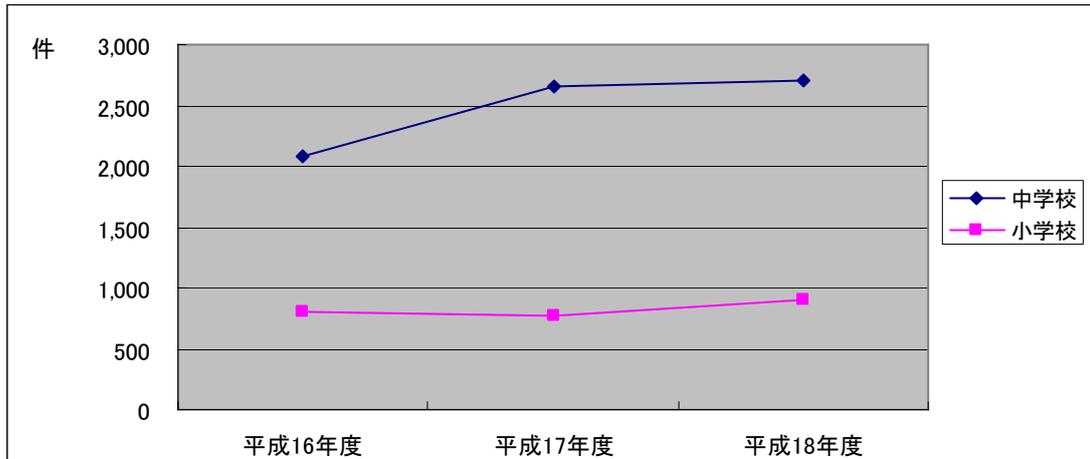
表 9 : 勤務日における労働時間

校 種	教 頭	教 諭	事務職員
小 学 校	12 時間 20 分 (25 分)	11 時間 42 分 (07 分)	9 時間 37 分 (38 分)
中 学 校	12 時間 15 分 (26 分)	11 時間 54 分 (08 分)	10 時間 03 分 (33 分)
高 等 学 校	11 時間 06 分 (42 分)	10 時間 35 分 (38 分)	9 時間 01 分 (43 分)
特別支援学校	10 時間 28 分 (33 分)	11 時間 07 分 (16 分)	9 時間 36 分 (42 分)

※ 持ち帰りを含む。休憩時間を除く。() 内の数値は、休憩時間

※ 勤務実態調査から

図 16：児童生徒の問題行動の状況（公立）



- ※ 問題行動とは、窃盗、粗暴行為、その他（喫煙、家出等）である。
- ※ 平成 17 年度調査から「授業放棄」「教師への威嚇・暴言」等の項目を増やした。
- ※ 静岡県教育委員会の調査から

表 10：教材研究・指導計画に関する実態（教諭）

項 目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
勤務時間の中で、「教材研究・指導計画」に費やされる時間	25 分	38 分	1 時間 41 分	1 時間
教材研究や授業の準備は、十分にできていると思う割合	17.2%	24.9%	43.0%	34.2%

- ※ 勤務実態調査・意識調査から

（イ）児童生徒の指導に直接関係しない業務による多忙感

教員の業務は、事務処理、会議、出張や外部対応など多岐にわたり、児童生徒の指導に直接関係しないものも多い。勤務時間内におけるこうした「学校の運営及びその他の校務にかかわる時間」は、どの校種も長時間にわたっている。（表 11）

また、事務処理や会議・打合せに対して忙しいと感じている教職員が多く、こうした事務処理の中には、教育委員会への申請や届出などが含まれている。

表 11: 勤務時間内における学校の運営及びその他の校務にかかわる時間と意識（教諭）

校 種	学校の運営及びその他の校務にかかわる時間	事務処理を忙しいと感じる
小 学 校	1 時間 19 分	74.8%
中 学 校	1 時間 20 分	69.0%
高 等 学 校	1 時間 33 分	54.0%
特別支援学校	2 時間 13 分	86.8%

※ 学校の運営及びその他の校務に含まれる主な業務：事務処理、会議・打合せ、校外研修（出張）

※ 事務処理を忙しいと「感じている」「まあ感じている」と答えた割合の合計

※ 勤務実態調査・意識調査から

（ウ）教職員相互のコミュニケーションの不足

学校では、校長、教頭をはじめ、教諭、養護教諭、事務職員等がそれぞれの職務を遂行し、教育活動を推進している。それぞれが専門職としての力を発揮し、効果的な教育活動を推進するために、互いに成長し、高め合っていくことができる同僚性の確保は、効果的な教育活動を推進する上で重要であるが、勤務実態調査から分かるとおり、教職員は多忙であるため、教職員間のコミュニケーションがとりにくくなっており、一致協力する意識の不足が指摘されている。

（エ）教職員の職務に対する高い満足度

教職員は以前よりも忙しくなっていると認識しており、忙しくてほとんど仕事だけの生活になっていることに加え、保護者とのやり取りで気疲れすることが多い状況である。（表 12）

一方、「今の仕事にやりがいを感じている」「今の仕事に誇りを持っている」などの質問には、各校種で 75% から 90% が当てはまると肯定的に答えており、教職はやりがいがあると感じている。（図 17）

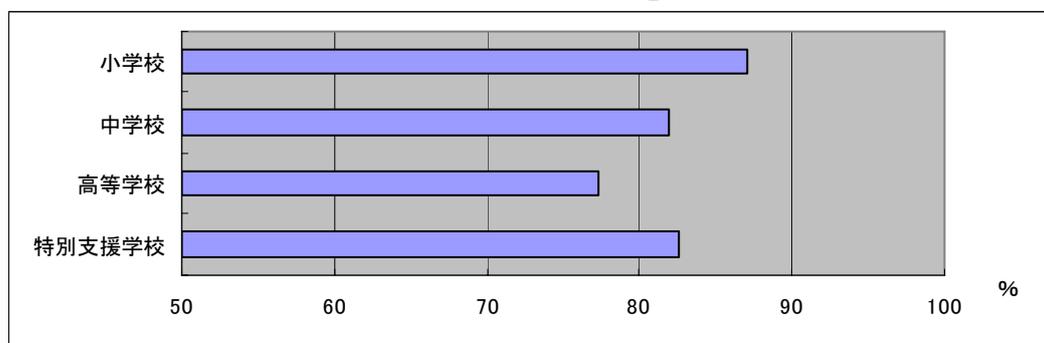
表 12：仕事や職場についての意識

校 種	以前よりも忙しくなった気がする	仕事が忙しすぎてほとんど仕事だけの生活になっている	保護者とのやり取りで気疲れすることが多い
小 学 校	75.6%	52.8%	44.1%
中 学 校	76.4%	60.5%	40.5%
高 等 学 校	63.6%	40.9%	22.6%
特別支援学校	52.5%	34.2%	24.5%

※ 「あてはまる」と「まああてはまる」と答えた割合の合計

※ 意識調査から

図 17：「今の仕事にやりがいを感じている」教職員の割合



※ 「あてはまる」「まああてはまる」と答えた割合の合計

※ 意識調査から

(オ) 教職員のメンタルヘルス

教職員は、ストレスの多い職種とされる。多くの児童生徒のほか、教育に対する考え方等が多様な保護者・地域住民等と接する中で教育効果を求められることから、教職員の精神的なストレスは大きい。

更に、教育問題への関心の高さ、教職員への不信感等から、社会が学校・教職員を見る目が厳しく、教職員が日々受けるストレスは計り知れないものがある。平成 19 年度は、静岡県内の病気休職者の半数以上が、精神疾患によるものであり、また、病気特別休暇者の 3 割以上が精神疾患によるものである。

(カ) 部活動指導の負担

平成 20 年 3 月に告示された中学校学習指導要領では、部活動については、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされているが、中学校教員の半数以上が、部活動の指導を負担であると感じている。(表 13)

部活動顧問は、休日を中心に部活動にかかわる業務時間が長く、労働時間の長さや重い責任感などが負担感となっている。(表 14)
 更に、部活動指導に時間が取られるため、勤務時間内には授業準備に十分な時間を取ることができないという実態もある。

このため、社会教育など外部との連携が必要であるとの指摘もある。

表 13：部活動指導が負担であると感じる割合

中学校教員	52.8%
高等学校教員	38.1%

※ 「感じる」と「まあ感じる」と答えた割合の合計

※ 意識調査から

表 14：運動部正顧問の休日における部活動の時間

校 種	休 日
中 学 校	4 時間 10 分
高 等 学 校	5 時間 12 分

※ 勤務実態調査から

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

- 児童生徒の指導に直接関係しない業務を軽減するため、調査、事務処理等について、教育委員会や学校が主体的に精選・効率化を進めること。
- 教職員の勤務時間内の事務処理等の業務を軽減させるとともに、十分な授業の準備時間を確保できるように学校の学習指導や生活指導に係る体制の充実を図ること。特に、小・中学校が急務である。
- 1人の教員が複数の教科を担当する小学校においては、担当する教科の数を削減することで、授業の準備時間を確保できるという点からも教科担任制を導入すること。
- 教頭については、教職員に対する指導など本来の業務に専念できるよう、現在の業務の担当区分について見直すこと。

- 生徒指導の対応に集中できるよう、生徒指導主事の他の業務の負担を軽減すること。
- 教員の事務負担軽減の観点から、教員と事務職員の業務の担当区分を明確にすること。
- 校長の裁量権を拡大し、教育委員会への届出等の事務処理量の軽減を図ること。
- 校内で、管理職のリーダーシップを確立するとともに、教職員の同僚性に留意し、職務に対する満足度が高まるよう、学校運営組織を改善すること。
- 教職員が心身ともに健康で児童生徒の教育活動に当たるとともに、主体的に自己研鑽を積むことができるよう、教職員のメンタルヘルスの増進や心身をリフレッシュする時間の確保を図ること。
- 過度の負担を強いる保護者等への対応の支援体制を整備すること。
- 部活動の学校教育における位置付けや勤務時間、適切な処遇等部活動顧問の教員の職務などに関して、国の動向を見据えながら、取組の体制を整備すること。その際、中学校と高等学校の実態に配慮するとともに、地域スポーツクラブの活用等、社会教育との連携も視野に入れること。
- 生徒や保護者のニーズにこたえるため、外部人材を活用しながら、部活動の一層の充実を図っていくこと。

5 開かれた学校づくりの推進

(1) 地域の教育資源の活用

ア 現状

既に述べたように、現在、学校教育に求められる内容は多岐にわたり、専門的な内容については、教職員だけでは十分に対応しきれない部分も現われている。

また、地域に根ざした特色ある教育を展開し、魅力ある学校づくりを進めることが求められている。

学校種ごとの、教育活動支援のための外部人材の導入の状況を見ると、小学校、中学校、特別支援学校で100%、高等学校でも90%以上の学校で実施されているが、専門的な指導の充実に資すると思われるNPOや企業との連携による授業を実施している学校の割合はあまり高くない状況にある。(表15)

また、保護者の多くは、地域住民がボランティアとして学校を支援することが望ましいと感じており、ボランティアとして学校を支援することに積極的に取り組みたいと思っている保護者の割合も比較的高くなっている。(表16)

表15：NPOや企業との連携による授業を実施した学校

項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
実施した	48.2%	40.1%	38.0%	64.0%

※ 『人づくり』2010プラン後期計画に関する平成19年度末実施状況調査」から

表16：学校と家庭、地域とのかかわりについての保護者の意識

項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
地域住民がボランティアとして学校を支援することが望ましい	71.7%	65.8%	45.3%	71.4%
ボランティアとして学校を支援することに積極的に取り組みたい	50.9%	48.2%	33.2%	61.9%

※ 「そう思う」と「まあそう思う」を選択した割合の合計

※ 意識調査から

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列举すると次のとおりである。

- 各学校種において、学校の教育活動に協力する意欲のある外部人材（NPO、企業、保護者等）の活用及びネットワークづくりを更に推進するよう、教育委員会が仕組みづくりを工夫すること。
- 「ふじのくにゆうゆうnet」（注）等、外部人材の活用推進のための既存のシステムの周知、活用を推進するとともに、学校、地域の自主性、自律性を生かし、それぞれの実態に応じて、学校と外部人材のコーディネートを行うことができる仕組みを整備すること。

(2) 学校の生涯学習センターとしての機能の充実

ア 現状

学校と地域の連携を推進するためにも、学校の施設を地域に開放し、地域の生涯学習センターとしての機能を果たすことは大切である。

現在、体育館などの体育施設を開放している学校の割合は高くなっているが、教室を開放している学校の割合はやや低くなっており（表 17）、教室を開放していない理由として、「施設が開放に適していない」「備品等管理上の不安がある」「教職員の負担が重くなる」などが多くなっている。

また、学校を会場として、地域住民を対象とする学習講座・公開講座を開設している学校の割合が低い水準にとどまっているが（表 18）、「学校は保護者に講演会などで子育てに役立つ情報を提供している」と感じている保護者の割合は比較的高くなっている。（表 19）

表 17：地域住民に学校施設を開放している状況

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
体育施設	98.5%	99.4%	90.8%	72.0%
教 室	79.8%	74.6%	78.4%	73.1%

※ 『人づくり』2010 プラン後期計画に関する平成 19 年度末実施状況調査」から

表 18：地域住民を対象とする学習講座・公開講座の開設

項 目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
開設した	29.8%	23.7%	28.7%	50.0%

※ 『人づくり』2010 プラン後期計画に関する平成 19 年度末実施状況調査」から

(注)「ふじのくにゆうゆうnet」

・環境学習やキャリア教育など、NPO・企業等が提供する学習プログラムを紹介するホームページ

表 19：学校からの情報提供についての保護者の意識

項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学校は保護者に講演会などで、子育てに役立つ情報を提供している	60.6%	56.8%	51.9%	90.5%

※「そう思う」と「まあそう思う」を選択した割合の合計

※ 意識調査から

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

○体育施設のみならず学校施設の開放が広がるよう、ハード面の整備に努めるとともに、学校施設管理の外部委託等、教職員の負担が増加しないような仕組みを整えること。

○教職員のほか、「ふじのくにゆうゆうnet」などの既存のシステムを利用して、保護者や地域住民、NPO・企業等の人材による、地域に向けた講座の開催を増やすなど、学校の生涯学習センターとしての機能の充実を図るための内部改善を推進すること。

(3) 開かれた学校運営

ア 現状

地域全体で子どもの教育を担っていくという意識を高めるために、学校評価を充実させ、その結果を積極的に公開するとともに、保護者や地域の意見を的確に反映した学校運営を推進することが大切である。

高等学校、特別支援学校では、すべての学校で学校評価を実施し、その結果の公開が行われているが、小・中学校では、学校評価の実施・公開は約7割である。

また、「お子さんの学校では、学校をよくするためのアンケート（学校評価制度）を実施している」と答える保護者の割合が低くなっており、学校の教育活動の現状が正しく保護者に伝わっていない様子がうかがえる。（表 20）

表 20：学校の情報公開についての保護者の意識

項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
お子さんの学校では、学校をよくするためのアンケート(学校評価制度)を実施している	51.4%	40.3%	17.1%	64.3%

※ 意識調査から

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

- 学校評価の実施及びその結果の公開を更に推進するとともに、その様子が保護者や地域住民に確実に伝わるよう、学校からの情報発信の在り方について改善に努めること。
- それぞれの学校が、学校評価の結果を的確に学校運営に生かし、地域の実情に応じた教育を推進できるよう改善し、信頼される学校づくりに努めること。

6 教育条件の整備

(1) クラスサイズ（1学級の児童生徒の人数）

ア 現状

日本の学校教育は、日常の学校生活や授業などにおいて学級を基盤としている。

したがって、少人数の学級にすることは、教員の負担軽減につながり、教員が子どもと向き合う時間が増え、教育活動がより効果的に行われることが期待できる。

現在、学校教育が求める学力は、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、主体的に課題を見付け解決する力や、自ら学び自ら考え、正しい判断ができる力である。

以前のように、一定の知識・技能を教授するだけであれば、クラ

サイズが大きくても、学習成果を上げることができた。

しかし、「確かな学力」を身に付けさせるには、いろいろなものに出会いながら、自分と向き合ったり、友達とともに解決したりする「共同的な学び」が大切であり、現在の学力観に対応した授業を行うには、以前のクラスサイズでは大きすぎる。

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を掲げると次のとおりである。

○静岡県が実施している小学校1年生学級支援事業、中学校1年生支援プログラム（注）などの検証を行い、集団が持つ教育効果に留意しながら、少人数学級編制を導入すること。

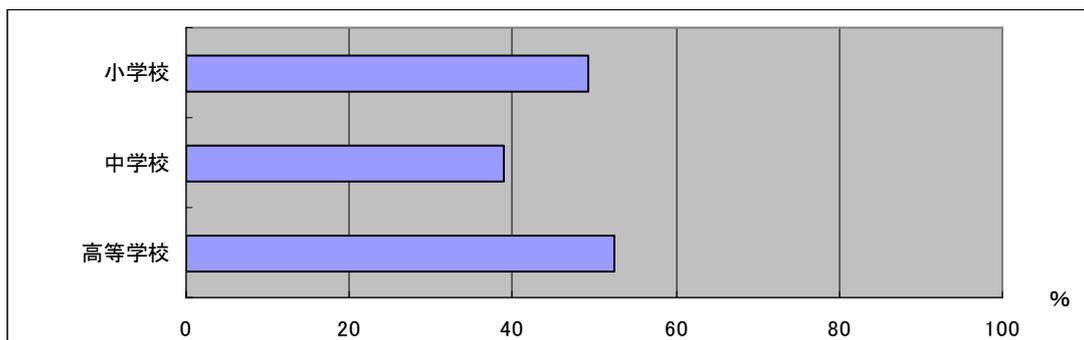
（2）学校の施設・設備

ア 現状

意識調査によると、学校の施設については、どの校種も、児童生徒（p.11 図5）、保護者ともに満足しているとは言えない。（図18）

特に、特別支援学校では、通学する児童生徒数が増加し、施設の狭隘化が指摘されている。（図19）

図18：学校の施設・設備に対する保護者の満足度



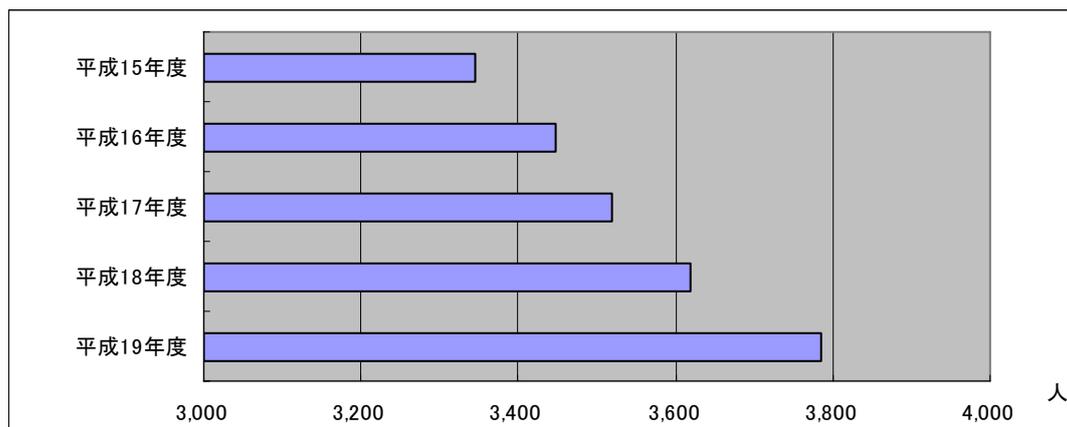
※ 「満足している」と「あまり満足していない」を選択した割合の合計

※ 意識調査から

（注）中学校1年生支援プログラム

- ・中学校1年生の安定した生活・学習習慣を支援するため、一定条件を満たす学校が、学級編制の弾力化と少人数指導の充実とのいずれかを選択できるもの。

図 19：特別支援学校の児童生徒数



※ 文部科学省学校基本調査から

静岡県は、産業別就業人口を見ると、現在においても第2次産業の占める割合が比較的高く、ものづくり立県を特色としている。(p. 60 関係資料 1)

高等学校の理科設備については、基準金額に対する平成19年度末の保有状況(現有率)が、11.6%、産業教育設備が同31.2%であり、満足できる状況ではない。

静岡県の公立学校におけるコンピュータ1台当たりの児童生徒数は7.0人であり、全国の中で下位である。普通教室における校内LAN整備率は中位である。一方、教員の校務用コンピュータの整備率は83.9%で上位であるが(表21)、学校間のネットワークは十分整備されている状況ではない。

なお、ICT化が急速に進む中、個人情報の保護が大変重要になっている。

県内公立学校の施設は老朽化が進行しており、改築や耐震補強等の対策が急務となっている。

県内公立学校の耐震化率は、全国の中で上位である(表22)が、耐震化率が100%の市町がある一方、60%台の市町がある。

表 21：静岡県の公立学校における I C T 環境の整備状況

項 目	整備状況	全国順位
コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	7.0 人/台	35
普通教室における校内 L A N 整備率	65.4%	28
教員の校務用コンピュータの整備率	83.9%	5

※ 文部科学省「平成 19 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果速報値」から（平成 20 年 3 月現在）

表 22：県内の公立学校施設の耐震改修状況調査（耐震化率）

校 種	耐震化率	耐震化率順位
小・中学校	86.4%（84.0%）	3（3）
高等学校	83.0%（76.6%）	6（10）
特別支援学校	99.1%（99.1%）	2（2）

※ 平成 20 年 4 月 1 日現在

※（ ）内の数値は、平成 19 年 4 月 1 日現在の値

※ 文部科学省公立学校施設の耐震改修状況調査結果から

イ 課題

上記の現状を踏まえ、課題を列挙すると次のとおりである。

- 児童生徒にとって快適な生活・学習の場となるよう施設・設備の整備に努めること。特に、特別支援学校が急務である。
- ものづくり立県として、理科教育・産業教育の充実を図るため、理科教育設備・産業教育設備の適切な整備に努めること。
- 児童生徒用のパソコンの整備を進めるとともに、教職員一人 1 台パソコンの配備、教材のデータベース化、学校間の新たなネットワークの構築など、事務処理の効率化や教材の共有化を早急に進めること。
- 個人情報保護やセキュリティ対策の面からも、I C T の環境整備を進めること。
- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、校舎の耐震化率 100% を早急に実現すること。

第3章 今後の静岡県の学校教育が目指すべき方向

1 施策推進のねらい

第2章で述べた学校教育の現状と課題をまとめると次の4つの柱に収斂することができる。

- 教育内容・教育方法の変化への対応
- 新たな教育課題、教育ニーズへの対応
- 児童生徒の教育に直接関係しない業務の処理
- 家庭・地域の教育力向上の支援と学校・家庭・地域の連携促進

以上のような現状と課題の改善に当たっては、教員が自らの力量を向上させ、指導の質を高め、充実させることが大切である。そのためには、子どもと向き合う時間を拡充するとともに、指導の準備時間等を確保することが必要である。

そこで、施策推進のねらいを以下のように定める。

【施策推進のねらい】

児童生徒に対する指導の質を高め、充実させるための環境整備

－教員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保－

2 施策推進の手法

ねらいを達成するための手法を整理すると以下のようにまとめられる。

(1) 内発的改善

県及び市町の教育委員会・学校・教職員が内発的改善に取り組むことが必要である。特に、県及び市町の教育委員会は、学校の自主性・自律性を高め、学校を支援する機能を強化することが大切である。

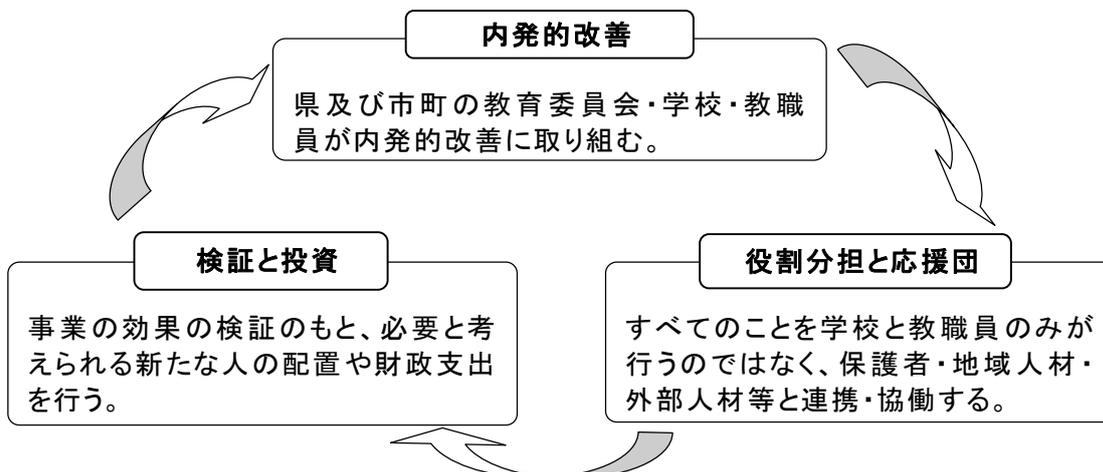
(2) 役割分担と応援団

県及び市町の教育委員会と学校、学校と家庭・地域の新たな役割分担のもとに、すべてのことを学校と教職員のみが行うのではなく、保護者・地域の人材・外部人材等と連携・協働しながら、学校が担う役割を果たしていくことが大切である。

(3) 検証と投資

「内発的改善」「役割分担と応援団」による取組を進めつつ、現在推進している事業の検証を十分に行い、財政投資の必要な事業の充実・拡充や新規事業に取り組むことが大切である。

図 20：施策推進の手法



3 施策推進の方向

具体的な施策を推進する上で、重要となる施策推進の方向について、3つの手法に留意しつつ、以下の2つを定めた。

(1) 組織マネジメントの強化による生産性の向上

教員の児童生徒に対する指導や準備の時間を生み出し、指導の質を高めるためには、教育委員会・学校・教職員が自主的・自律的に内部改善に取り組み、教育活動を行う環境の整備を進めていくことが必要である。

その際、学校が効果的・効率的な教育活動を展開することを目標に、内部改善や新たな人の配置を進めることが大切である。

また、教育の特性を踏まえ、管理職のリーダーシップのもと、互いに成長し、高め合っていくことができる同僚性の確保にも留意する必要がある。

(2) きめ細かな指導による教育の質の向上

きめ細かな指導を行うために、従来から少人数指導加配、中学校1年生支援プログラム、小学校1年生学級支援事業、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・各種相談員の配置等を実施し、これらの施策によって、一人一人の児童生徒に対するきめ細かな指導が可能になってきている。今後は、これまでの施策を更に拡充・補完することが求められる。

第4章 課題解決に向けた施策案

審議を進める中で、内発的改善、応援団づくり及び新たな人の配置等投資が必要な施策について検討するに当たり、静岡県教育委員会が実施した「県政インターネットモニターアンケート」を参考にした。その中で地方自治体の独自の施策としての少人数学級の実施やきめ細かな指導を行うための各種支援員の配置、外部人材の活用等に対して高い支持が寄せられていることが明らかになった。これらの結果を参考にしながら、第3章で述べた施策推進の方向に沿って必要な施策を提案する。

1 組織マネジメントの強化による生産性の向上

教員の資質・能力の向上を図り、児童生徒に対する指導や準備の時間を生み出し、指導の質を高めるため、教育委員会・学校・教職員が自主的・自律的に内部改善に取り組み、学校が教育活動を行う環境の整備を進める。

その際、学校教育にかかわるすべての組織と人材が、学校が効果的・効率的な教育活動を展開することを目標に、特色ある学校づくりに留意しつつ、一体となった活動を組織的に展開できるような施策を講ずる。

(1) 学校教育への支援体制の確立

ア 教育委員会事務局組織の再編

県教育委員会は、学校や教職員を支援するという立場を重視して、教育行政を推進することが大切である。その意味で、学校教育の核である授業の質の向上に直接かかわる指導・支援の充実を図る方向で、指導主事の業務及び配置を検討する。

その際、検討に当たっては、県内各地域が抱える課題は様々であることから、地域の実情に十分留意する。

(2) 学校の事務処理体制の強化

学校事務処理の現状は、教頭に事務処理の管理と実務が重なっていることにより、教頭の勤務の多忙化を招いている。そこで、教頭が担っている事務処理を補佐する人材を配置する。

また、事務職員の業務遂行体制を強化するための人材配置等を進める。

ア 主幹教諭の配置

全職種の中で、最も長時間の勤務をしている教頭の業務量を縮減し、児童生徒の学習指導及び教員の指導監督に専念させるとともに、

学校事務の管理運営の効率化を図るために、現在の教頭業務の一部を担当する主幹教諭の配置を進める。

イ 事務職員の加配、事務の共同実施

業務の精選・効率化を進める上で、教頭や教務主任から事務業務を事務職員に移行することは有効である。その際、中学校区に1人事務職員を加配して、中学校区単位で事務組織を作り、各学校が共通して行っている事務業務を協力して行う事務の共同実施は、効果的な取組と考えられる。

なお、事務業務の遂行に当たっては、事務職員の学校経営への参画の意識を高めることが大切である。

(3) ICT化の推進

県及び市町の教育委員会が、それぞれ学校のICT化の取組を行っているが、進捗度に格差がある。システムの相違もあり導入の成果が十分に上がっていない実態がある。

教育活動における生産性を向上させる上でも、ICTの活用は大きな効果が期待されることから、県及び市町の教育委員会が共同して、学校のICT化を進める。



ICT活用
(電子黒板を活用した研修)

ア 教育総合ネットワークの構築、教職員一人1台パソコンの配備

パソコン機器、学習指導及び学校業務処理ソフトなどの活用による、学習指導の質の向上や業務の処理の効率化の効果は大変に大きいものがある。

そのため、ICT化の推進に当たって、県及び市町の教育委員会が一体となった取組を進めていくことが大切である。整備に当たっては、多額の投資が必要であるが、現状の整備状況等を前提として最大の効果が得られるよう、教職員一人1台パソコンの配備とともに、書式の統一と電子データ化、システムの標準化など基盤整備を進める。

イ 指導要録等表簿類の電子データ化

学校業務の処理の効率化を目的にコンピュータ処理が進められており、各学校において習熟した教員や情報支援員などの協力により作成した独自のソフトを使用している例が多い。そのため、メンテナンスや学校間で互換性が課題となっている。

そこで、県及び市町の教育委員会が共同して、成績評価から指導要録作成に至る業務や進路指導業務などの基幹業務の処理について、各種書式を統一し電子データ化を進めるとともに、全県統一の標準ソフトの開発を行い、各学校へ導入を図る。

ウ 教職員間での知識・技術の共有化

児童生徒のICT環境の整備と関連して、教職員一人1台パソコンの導入について、強力に推進する。事務負担の軽減と授業の質の向上を図る上で、ICT環境の整備は大変有効と考えられる。

授業の質の向上に関しては、ベテラン教職員が培ってきた技術やノウハウ等、よい授業内容や教材を総合教育センターにデータベース化し、すべての教職員がその情報を共有化することで、短時間で中身の濃い授業準備が可能となる。

また、全国的に構築が進んでいる各種のデータベースをインターネットを通じて活用することによって、教育活動の質的向上を図ることができる。

取組に当たっては、教員の情報の共有化に対する意識改革を含め、ICT環境を有効に使いこなすための教員の研修を実施する。

(4) 学校の自律性の確立

学校が効果的な教育活動を展開するには、学校が自主的・自律的に学校業務を執行できることが必要である。そのために、できる限り学校現場に業務を処理する権限を移譲する。

ア 校長の裁量権の拡大

教育委員会は、学校管理規則について教育委員会の判断により処理する事務と学校の判断により処理する事務との区分について整理・見直しを行い、学校の裁量を拡大する方向で規定の見直しを行う。

具体的には、許可・承認・届出・報告事項について、許可を承認に、承認を届出に改める、事前の届出を事後の届出に改める、また、届出自体を不要にするなどの改正を進める。主任の設置種別や必要性などについても、校長の裁量の充実を図る方向での改正を進める。

一方で、校長の裁量権拡大に伴い、自身の職責や学校経営について研修するための機会を拡充する。

また、現在、県立学校で行われている枠配分予算の措置を市町立学校においても導入するとともに、校長の裁量によって執行できる実質的な予算の充実を図る。

(5) 学校業務の整理・縮減

学校が円滑に教育活動を展開することができるよう、現在学校が行っている業務を量的に縮減することを目的に、業務の精選、外部委託及び実施方法の見直しを行う。

ア 校務分掌に係る運営方法の改善

学校には、校務分掌事務を行う組織として委員会が設けられているが、合議制の組織は時として効率性を犠牲にしていることがあるため、委員会組織の必要性について見直しを行う。

形骸化しているものの廃止、他の委員会との統合の可能性、担当制による事務処理への移行などについて、学校内組織全体の見直しを行う。

県及び市町の教育委員会は、地域や学校の特性等に応じた校務分掌事務を行う組織の在り方について検討を行う。

イ 教育委員会等が行っている調査、会議、指定研究の縮減

教育委員会が行っている調査、教職員の出席する会議、指定研究について見直しを進める。調査については、毎年実施している各種調査の統合や隔年実施への移行等の検討を進める。

会議や出張を精選するためには、既存会議への整理統合、連絡事項への電子メールの活用、会議資料の最小限化等の会議方法の見直しなどを進める必要がある。

精選を進めるに当たっては、縮減目標を設定することが効果的である。

また、県及び市町の教育委員会が地域や学校を指定して行う指定研修についても、児童生徒や教職員のためになっているかという視点から見直しを進める。

ウ 管理業務等の民間委託

児童生徒の指導に直接かかわらない業務について、外部委託化を進める。その際、県教育委員会が市町教育委員会と協働して、学校や地域の状況を踏まえながら、外部委託を進める業務について、民間委託ガイドラインを作成し外部委託化を推進する。

2 きめ細かな指導による教育の質の向上

(1) 学習指導の充実

児童生徒の学習に対する興味・関心を引き出したり、学習の理解や授業への満足度を高めたりするため、少人数学級、担任複数制、小学校での教科担任制、支援員配置等の施策に取り組む。

ア 静岡式 30 人学級編制の導入

日本の教員の働き方の特徴は、学級をベースにした教育活動にある。また、特別支援教育も行われる中、少人数の教育は効果の高い重要な取組である。そこで、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの全学年で、30 人学級編制を導入する。ただし、極少人数の学級では、クラス運営や諸行事にマイナスの面もあることから、40 人未満の単学級の学年に対しては 20 人未満の学級を作らないような配慮を行い、30 人学級を適用しないこととする。

イ 小学校低学年の学級担任複数配置

単学級の学年に対しては、30 人学級を適用しないことを補完するため、小学校低学年（1 年生から 3 年生）には、複数の学級担任を配置する。

ウ 小学校高学年における教科担任制の導入と専科教員の配置

小学校高学年（4 年生から 6 年生）において、教科担任制を導入する。小学校高学年においては、教科の内容が深化・高度化するので、教科ごとに専門性を有する教員の指導が求められる。教科担任制は、教員の教材研究の時間も効率化され、指導力の向上が期待できる。小学校の段階で教科担任制を経験することは、中学校とのつながりを考えた場合、生活・学習環境の変化に適応できる効果も考えられる。

なお、専科教員の配置に当たっては、静岡県の小学生の理科学習の定着状況が全国平均に比べて低いことから、特に、理科教育充実のための専科教員の配置を優先することが考えられる。

エ 小学校 1 年生多人数学級への支援

静岡県では、小学校 1 年生の円滑な集団生活への適応を支援するため、多人数学級に非常勤講師を配置し、複数教員によるきめ細かな指導の充実を図ってきている。

この取組は、児童の生活の安定、基礎学力の定着、問題発生の減少、保護者との信頼向上といった成果を上げている。静岡式 30 人学級編制を導入した後も、小学校 1 年生に対する本事業を継続する。



小学校 1 年生学級支援事業

オ 支援員の配置（理科支援員、特別支援教育支援員、外国人児童生徒支援員）

理科支援員は、授業の質の向上や教員の理科教育における資質向上、教員が子どもと触れ合う時間の増加等に効果が表れている。

特別支援教育支援員は、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への直接的な指導が可能となり、児童生徒本人の理解が促進されている。

外国人児童生徒支援員は、日本語指導を有する外国人児童生徒への個別の対応を行い、外国人児童生徒が学習や生活指導の内容を理解することを助けている。

これらを踏まえ各支援員を必要とする学校への配置を推進する。

カ 特別支援学校の指導の充実

静岡県の特別支援学校は、知的障害の児童生徒数の増加を背景として、施設の狭隘化が問題となっている。また、教職員に占める講師の割合の高さも課題である。近年、児童生徒の障害の重複化・重度化やニーズの多様化にこたえる必要が高まっており、教職員の専門性の向上も求められている。

そこで、知的特別支援学校を中心とした学校整備により、施設の狭隘化を解消するとともに、児童生徒の通学負担を軽減する。

また、多様な障害に対するよりきめ細かな指導が可能となるような教員配置に努めるとともに、専門性の向上を図るための研修等を実施する。

これまで静岡県は、共生・共育について先進的に取り組んできており、今後も、特別支援教育が目指す共生社会の実現に向けて取組の一層の充実を図る。

キ 豊かな体験活動の推進（自然、文化芸術、職業、奉仕、国際）

体験活動は、他者、社会、自然・環境等との直接的なかかわりを持つことで、子どもたちの心に働き掛けるという点で極めて重要である。一つの体験が、一生忘れられなかったり、学習への動機付けになったりすることがある。

そこで、自然体験、文化芸術体験、職業体験などの体験活動を計画的に導入する。

その際、学校ですべてを提供することは難しいことから、地域、企業、NPO等との連携を進めていくことが不可欠である。

ク 教員の異校種間交流

小学生が中学校の教員から、中学生が高等学校の教員から、高校生が大学の教員から専門性の高い授業や講義、講演を受ける機会を

設定する。

これにより、それまでの学習を深めるきっかけが生まれ、学習内容についての関心を高めることができる。また、教授・教員も、対象となる児童や生徒の実態に応じた指導の工夫が求められ、意識改革や指導力の向上につながることが期待される。

ケ 学校図書館の充実

新学習指導要領において、言語力や読解力の育成が重点化される中、読書が非常に重要になっている。また、総合的な学習の時間を中心として、児童生徒が自らの興味関心に応じた学習を進めるためには、学校図書館の学習センターとしての機能の充実を図ることも必要である。

法制化された司書教諭の配置は進められているが、授業を行いながらの業務には限りがあるため、常時、学校図書館で関係業務を担当する司書を配置する。

(2) 新たな教育ニーズへの対応

高度情報通信社会の進展や環境問題の深刻化など社会環境が大きく変化する中で、学校教育においても多文化共生教育、食育、環境教育、キャリア教育等の施策に取り組む。

ア ものづくり教育の推進

静岡県産業構造は、第2次産業の割合が高く、静岡県の基盤を形成する重要な位置付けになっているため、学校教育としても、これまで以上にものづくりを踏まえた教育を推進する必要がある。

かつての学校は、施設が整備され、地域の産業振興の中核となる施設であった。現在、すべての学校に最先端の施設を望むことは難しい状況であるが、静岡県の産業構造を踏まえた上で、ものづくりにかかわる高度な理科教育施設や産業教育施設の一層の充実を図る。

また、理数科設置校を国が実施する「スーパーサイエンスハイスクール」事業に準じて指定し、教育課程の独自開発や大学との連携等により、理科教育の振興を図る。



充実した産業教育設備を備えた科学技術高校

イ 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒の教育）

今日の社会において、グローバル化や多文化共生という視点は不可欠である。特に、静岡県は外国人登録者の人数が、10万人を超えており、今後も外国人が増えることが想定される。

外国人の子どもが学校教育にスムーズに適応できるようにするための取組、また、教職員と外国人保護者の意思疎通を支援する取組や、外国人が静岡県での生活に適応するための日本語指導支援などの取組の一層の充実を図る。

ウ 食育推進体制の構築

人間にとって、食べるということは生きる力の基盤をなす重要な営みであり、食育は知育、徳育及び体育の基礎となるべきものである。

現在、小・中学校では、給食指導を中心に食育に取り組んでいるが、給食だけではなく、食に関してのソフト（食材や栄養など）とハード（ランチルーム）の両面を考えて体制を整備し、児童生徒の成長に応じて、食についての理解を深める教育活動を計画的・組織的に推進する。

その際、食育の指導の中核を担う栄養教諭の配置を計画的に進める。

エ 環境教育の推進

静岡県は気候が温暖で、自然環境に恵まれた学校が多い。

環境問題について、地球的規模で考え、諸課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、持続可能な社会の担い手を育成するため、それぞれの学校の立地条件や校種に応じた環境教育が実践できるような条件整備を推進する。



環境教育の実践

オ メディア・リテラシー教育の充実

日本の学校のICT教育環境は、先進諸外国の学校と比べるとまだまだ遅れていることから、静岡県として、ICT教育環境の整備を積極的に推進する。将来的には、児童生徒に一人1台のパソコンを整備する。

その際、子どものテレビ、ゲーム、携帯電話、インターネットへの依存が心の発達に影響を及ぼすとの指摘がなされており、また、ネットの匿名性を悪用した言葉の暴力やいじめの実態も明らかにさ

れていることから、ハード面の整備に加え、様々なメディアを有効に活用する力を育てるメディア・リテラシー教育の充実を図る。

カ キャリア教育の充実

自立した社会人として必要な資質・能力を身に付けさせるキャリア教育を学校教育において明確に位置付けていく必要がある。キャリア教育で養うべき具体的な能力としては、職業観・勤労観の育成やコミュニケーション能力、将来設計能力、課題解決能力などが挙げられる。

キャリア教育の実施に当たっては、家庭や地域、企業との密接な連携のもと、発達段階に応じた系統的な計画の中で、職業体験やインターンシップ、ボランティア活動などの体験活動を積極的に導入する。また、既存の各教科・道徳・特別活動、総合的な学習の時間等でもキャリア教育に配慮した取組を進める。

(3) 教員の指導力の向上

児童生徒の学習の理解や授業への満足度を高めたり、学習に対する興味・関心を引き出したりするため、教員の実践的な指導力の育成や指導に関する効率的な情報収集の環境整備を進める。

ア 教授法を習得する機会の拡充

平成 20 年度、教職員の教授法の技能向上を図るための取組として、小・中学校の教員を指導する授業アドバイザーを教育事務所に配置し、高等学校の教員を指導するアドバイザーリーティーチャーを指名している。

これらの事業については継続し、引き続き教員の指導力の一層の向上を図る。

イ 教職員間での知識・技術の共有化（再掲）

児童生徒の ICT 環境の整備と関連して、教職員一人 1 台パソコンの導入について、強力に推進する。事務負担の軽減と授業の質の向上を図る上で、ICT 環境の整備は大変有効と考えられる。

授業の質の向上に関しては、ベテラン教職員が培ってきた技術やノウハウ等、よい授業内容や教材を総合教育センターにデータベース化し、すべての教職員がその情報を共有化することで、短時間で中身の濃い授業準備が可能となる。

また、全国的に構築が進んでいる各種のデータベースをインターネットを通じて活用することによって、教育活動の質的向上を図ることができる。

取組に当たっては、教員の情報の共有化に対する意識改革を含め、

I C T環境を有効に使いこなすための教員の研修を実施する。

ウ 大学等との連携の推進

現職教員を大学・大学院及び教職大学院へ派遣することにより、広い視野と高い専門性、確かな指導理論、優れた実践力等を備えた教員を養成するとともに、派遣された教員が得た知見を学校や地域に還元する取組を進める。

また、教育委員会主催の教職員研修や各学校の校内研修において、大学等との連携により、授業改善等について学ぶ機会の充実を図る。

(4) 生徒指導の充実

児童生徒の非行等問題行動の防止や健全育成を推進するため、各校種における生徒指導の体制を強化して、担当業務の中で生徒指導に重きを置くことができる教員を配置する。

ア 生徒指導主事の業務時間の確保

学校全体における生徒指導を円滑に行うためには、コーディネーター役を担う生徒指導主事の役割が大切である。具体的には、問題行動等に関する情報を把握し、個々の生徒に適した指導が行われるよう校内を調整し、関係機関や保護者との連携の調整を行うことが求められる。

そのため、生徒指導主事はその業務に重点を置くことができるように、担当時間を通常よりも減らす措置を行う。

イ 養護教諭の複数配置基準の引き下げ

児童生徒の心身の健康に関する問題は、いじめ、不登校、喫煙・飲酒、生活習慣の乱れ、虐待、アレルギー疾患など多岐にわたり深刻化している。そのため、保健室へ来室する児童生徒が増加し、一人当たりの対応時間も増加していることから、養護教諭一人では十分な対応を図ることが困難な状況にある。

そこで、養護教諭の複数配置の基準について見直しを進め、複数配置校を拡充する。

ウ スクールカウンセラーの配置拡充

スクールカウンセラーは、児童生徒の不登校をはじめとする悩みや保護者の相談に対応するため配置されている。

スクールカウンセラーの任用条件は、非常勤で、任用期間が1年又は2年となっており、不安定な雇用となっている。週1回の勤務では、学校の中でのコミットメント（組織への貢献）にも難しいところがあることから、スクールカウンセラーの常勤配置を進める。

エ スクールソーシャルワーカーの配置

現在、保護者が抱える問題として、育児不安や児童虐待などが挙げられる。

児童生徒の家庭がこのような問題を抱えている場合、教員やスクールカウンセラーが保護者と話し合うことで問題解決が図られる場合もあるが、医療・福祉などの関係機関との連携を必要とする場合もあるため、教員が問題解決のコーディネーターに当たるのではなく、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を進める。

(5) 部活動指導の充実

部活動指導は、現在、静岡県が推進する“人づくり”を進める上で、学校における重要な教育活動という位置付けで行われている。しかし、生徒数減少に伴う単独校で活動する部活動数の減少、過熱した指導による生徒の健康や生活リズムへの影響、専門性を有する指導者の不足、部活動指導による勤務時間内の授業準備時間の不足、勤務時間外や週休日及び休日の練習や対外試合による顧問教員の負担等の課題を抱えていることから、各課題に対処する取組を推進する。

ア 合同部活動の推進

単独校における開設部活動数の減少により、生徒が興味・関心に応じた部活動に参加できない状況に対応するため、隣接する学校同士が部活動を合同で行う合同部活動を推進する。

合同部活動の運営方法や大会出場への条件整備について、県及び市町の教育委員会として積極的な支援体制を整備する。

イ 部活動外部指導者の活用

部活動の技術的指導が困難な教員も見られることから、外部指導者の人材バンクを整備するとともに、外部講師を任用する方法を検討する。その場合、生徒の安全や法的な問題も含めて外部講師単独による指導が可能となるよう具体的な検討を進める。



外部指導者による部活動指導

外部指導者の活用にあたっては、子どもの発達段階を踏まえた生徒指導の在り方等について、研修を実施する。

ウ 研修機会の充実

部活動顧問の専門性の不足や生徒の健康管理、生活リズム等への配慮が指摘されていることから、教員の希望や指導経験に留意し、部活動を指導する教員を対象とした指導法や適切な部活動運営についての研修を実施する。

エ 部活動手当の見直しの検討

時間外の指導を行う教員に対しては、従来の特殊勤務手当を拡充する方法に加え、受益者負担の導入についても検討する。

(6) 家庭・地域との協働の推進

家庭・地域の教育的機能の向上を図るとともに、家庭・地域との協働により、児童生徒を育成する取組を推進する。

ア 親学講座の拡充

静岡県では、平成 20 年度、県内全小学校の次年度入学予定者のすべての保護者に対して、親学講座を実施している。この事業は、保護者の悩みや不安を取り除くことや家庭の教育力を向上させるために必要な取組である。

地域との連携という点でも有意義であることから、幼児や小学校 1～3 年生の保護者にまで拡充する。

イ 学校支援地域本部の設置とコーディネーターの配置

平成 20 年度、学校支援地域本部を設置し、学習指導等において、学校と外部の団体・人材との連絡調整を行うコーディネーターを配置し、学校教育における連携・協働の在り方等、具体的な学校支援の方策を研究している。

この取組を、多くの学校に広げ、地域の人材を学校の中に取り込むとともに、地域住民が、学校が取り組む教育内容を理解できるようにする。

ウ 通学合宿の拡充

静岡県では、児童が異年齢集団での共同生活を体験する機会を設定することで、お互いの立場を理解し協力し合う心をはぐくむため、通学合宿を実施している。

この事業を通じて、大人たち



通学合宿

のボランティア参加を促し、新たな地域コミュニティーを創出し、地域での子育て支援体制の整備を促進する役割も果たしていることから、実施箇所数を拡充し、県内すべての小学校区で実施する。

(7) その他

ア 過度な負担を強いる保護者に対応するための相談員の配置

現在、教職員に過度な負担を強いる保護者等に対する対応を支援するため、弁護士と顧問契約を結び、県教育委員会と各教育事務所に相談員を配置し、適切な指導・助言を行っている。また、具体的な事例を踏まえた対応手引書を作成した。

現在の取組を拡充し、PTA組織との連携を図りながら、各地域において相談員の配置を進める。

イ 安全・安心な教育環境の整備

児童生徒や保護者が、学校にいれば、地震があっても安全だという気持ちで学校生活を送ることができるようにするため、校舎等の耐震補強を早急に推進する。

ウ 教職員のメンタルヘルスの増進

教職員のメンタルヘルスが、非常に大きな課題になっている。生徒や保護者との人間関係だけではなく、教職員同士について悩みを抱えている場合もある。

心身のバランスを崩して休む教職員が増加していることから、専門職である保健師や精神科医等によるチームを設け、相談・支援体制を整備する。

また、教職員の日常の業務の多忙化に伴い、リフレッシュする時間の確保が必要である。そこで、夏休みの勤務形態を弾力化したり、夏休み期間中に有給休暇を取りやすくしたりする仕組みや方法を検討する必要がある。

第5章 施策推進上の留意点

これまで、静岡県における学校教育の現状と課題、理想の学校教育を具現化するための施策等について述べてきた。これらの施策を効果的に推進するには、教職員が子どもと向き合う時間を確保することが前提である。この前提が実現することなく施策を推進すれば、学校現場に更に大きな負担を掛ける懸念があるからである。

平成20年7月1日に策定された教育振興基本計画には、教育基本法の理念を具体的実現するため、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と今後5年間に取り組むべき施策が示されている。

静岡県においても、同計画の趣旨を更に発展させ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示し、総合的かつ計画的にメリハリの効いた施策を推進することが重要である。

以下、施策を推進する上で留意すべき点についてまとめた。

1 施策の優先順位

理想の学校教育を具現化するために、多くの施策が考えられるが、これらを一度にすべて実現していくのは難しい状況にある。このため、教育効果や児童生徒・教職員の負担、学校種による実態の違い、緊急性等を勘案し、施策の優先順位を付けて取り組むことが大切である。

例えば、中学校の生徒・保護者の学校生活に関する満足度が学校種の中で最も低いことから、きめ細かな指導を推進するための中学校の教職員定数の改善、教科の専門性を踏まえ授業の質を高めるための小学校高学年の教科担任制、中学校・高等学校の部活動の充実を図るための指導体制の整備、教員が培ってきた技能やノウハウを共有化し中身の濃い授業準備をするためのICT化の推進、特別支援学校の児童生徒の増加に対応するための教育諸条件の整備等は、優先順位の高い施策であると考えられる。

2 国と地方の役割分担

施策を推進する上では、国と地方のそれぞれの役割分担を明確にする必要がある。教職員定数の拡充や校舎の耐震化の推進などについては、

教育の質の保証、児童生徒の安全を守る立場から、国の責任が大きい。
そこで、必要な財政措置については、国に要望していくことが求められる。

また、県立学校及び市町立学校については、これからの社会の担い手となる児童生徒を育成するために、それぞれ県及び市町が責任と主体性をもって教育施策を進めていくことが、教育の地方分権化の流れに沿うものである。

そこで、施策を進めるために必要な経費を公表するとともに、県民及び関係者に理解と協力を求めることが重要である。

なお、本提言の中で掲げた施策案について、教育委員会が試算した結果を「理想の学校教育具現化の全体像」(p.58)として示した。

また、小学校・中学校・高等学校(特別支援学校各学部を含む。)の学校種別ごとにまとめた「理想の学校教育具現化のための学校種別施策案」(p.59)も併せて掲げた。

3 市町教育委員会及び教育関係機関等との連携・協働

学校教育は、児童生徒・保護者、地域の方々、学校・教職員だけでなく、教育にかかわる様々な関係者の連携、協力により進めていくことが大切である。また、より一層充実した教育活動の実現を図るため、市町教育委員会及び教育関係機関、連携・協働のもと、各種の施策を推進していくことが必要である。

なお、本提言は、公立学校を対象とするものであるが、同じく公教育を担う私立学校の関係者との連携にも留意することが望ましい。

4 施策の進行管理

今後、施策を推進する際、その進捗状況を定期的に把握し、成果と課題を踏まえ、場合によっては、見直しを行うことが求められる。

そのために、進行管理を行う責任の所在や時期、手順等について明確にする必要がある。

理想の学校教育具現化の全体像

児童生徒に対する指導の質を高め、充実させるための環境整備
 一 教員の子どもと向き合う時間の拡充と指導準備時間等の確保

(注) これは、「理想の学校教育具現化委員会」の要請に基づいて、教育委員会が試算し、作成したものです。

組織マネジメントの強化による生産性の向上 きめ細かな指導による教育の質の向上 (億円)

施策の方向	施策案	取組(事業)案	試算額	
			5ヵ年計	5ヵ年計
組織マネジメントの強化による生産性の向上	学校の確立支援 教育委員会事務局組織の再編	●学校支援業務の総合教育センターへの集中を図るため、本庁、教育事務所及び総合教育センターの組織の再編	-	-
		●小・中学校に、各1人の主幹教諭を配置するとともに、授業軽減のための非常勤講師を配置 ●すべての高校に、教頭の授業時間を担当する非常勤講師を配置	32.6	32.6
	学校制の事強化処理 主幹教諭の配置	○中学校(12学級以上)の校区に1人の事務職員を加配し、校区内の複数の小中学校の事務を共同実施	53.6	53.6
		●小・中学校のすべての教職員への校務用パソコンの配備補助、職員室へのネットワークの構築 ●すべての県立学校間教育総合ネットワーク(SDO)及び職員室へのネットワークの構築、すべての教職員への校務用パソコンの配備	16.1	16.1
	ICT化の推進 指導要録等表簿類の電子データ化	●小・中学校モデル校で、県下統一標準ソフトの開発・試験運用(ソフト(成績処理、共有化)、機材の貸与) ●県立学校に、成績処理の効率を図るための県下統一成績処理ソフト、情報の共有化のためのグループウェアの導入	8.8	8.8
		○ヘルプデスクに加え10地区に1人の県立学校専任SEを委嘱し、電話相談・訪問支援・各校の個別事例へ対応	0.8	0.8
	学校の自律性 校長の裁量権の拡大	○優れた教材、指導案等のコンテンツを電子データで蓄積してデータベース化・公開し、共有化	0.8	0.8
		●県立学校管理規則、県立学校処務規程等の見直しにより、教育委員会への届出、申請等の廃止、省略等	-	-
	整理校・業務縮減の 管理業務等の民間委託	○校内に設置している各種委員会、会議等の廃止、統合を推進	-	-
		●学校を対象とした調査の見直し、教職員に出席を依頼する会議の見直し、研究指定校の在り方の検討(県教委、市町教委、教育関連団体等)	-	-
学習指導の充実	静岡式30人学級編制の導入	●小・中学校のすべての学年に静岡式30人学級編制を導入(静岡式30人学級編制:20人未満の学級はつくらない)	698.1	698.1
		●静岡式30人学級編制に伴う必要な教室の整備	242.7	242.7
	小学校低学年の学級担任複数配置	●小学校1～3年で、30人学級編制の対象外(31人～39人の学級)のすべての学級に学級担任を2人配置	37.4	37.4
	小学校高学年における教科担任制の導入と専科教員の配置	●小学校4～6年生へ理科・社会等の専科教員を、学校の実態に応じて配置	214.3	214.3
	小学校1年生多人数学級への支援	○小学校1年で、複数担任学級を除く25人以上のすべての学級に、担任を補助する非常勤講師を配置	22.6	22.6
	支援員の配置 ・理科支援員 ・特別支援教育支援員 ・外国人児童生徒支援員	○小学校の2校に1校の割合で、理科支援員2人を配置 ○12学級以上のすべての小・中学校へ特別支援教育支援員1人を配置	40.6	40.6
		●要日本語指導の外国籍児童生徒が5人以上13人以下の未措置の小・中学校へ外国人児童生徒支援員1人を配置(国加配14人以上)	-	-
	特別支援学校の指導の充実	○知的障害の特別支援学校の狭域化の解消 ●分校等を含む、すべての特別支援学校に、PT(理学療法士)・OT(作業療法士)・ST(言語聴覚士)等の外部専門家を派遣	66.0	66.0
	豊かな体験活動の推進(自然・文化芸術・職業・奉仕・国際)	○自然・文化芸術・職業・奉仕・国際などの体験活動を、すべての小・中学校、高校、特別支援学校で実施	1.9	1.9

施策の方向	施策案	取組(事業)案	試算額	
			5ヵ年計	5ヵ年計
学習指導の充実	教員の異校種間交流	●大学教員がすべての高校で講義、高校教員がすべての中学校、中学教員がすべての小学校で講義・授業等を実施	0.1	0.1
		●すべての小・中・高・特別支援学校に、司書を配置	60.4	60.4
	学校図書館の充実	○産業教育設備・理科教育設備、施設の整備 ○理数科を設置する9校をスーパーサイエンスハイスクールに指定	28.9	28.9
		●支援員:日本語指導ボランティアの養成 ●学校・公民館・企業等における日本語講座の開催 ●外国人児童生徒への教育支援のための情報・人材・制度等の有効活用、共有化(ポータルサイトの構築)	0.2	0.2
	新たな教育ニーズへの対応	○食育担当教諭を対象とする指導者研修会の開催 ●指導資料の作成	42.9	42.9
		○小・中・特別支援学校の5校に1人、市町・県教委に1人の割合で栄養教諭を配置	1.3	1.3
	環境教育の推進	●環境教育NPOに委託し、すべての小・中・高・特別支援学校の教員を対象とした環境教育研修会の開催、すべての学年への環境学習リーダーの派遣	0.3	0.3
		●NPOとの連携のもと、高校生のインターンシップを実施	0.5	0.5
	メディア・リテラシー教育の充実	●安心・安全なケータイ活用講座を、すべての公立小学校6年生の保護者を対象に開催	0.3	0.3
		●NPOとの連携のもと、高校生のインターンシップを実施	0.5	0.5
キャリア教育の充実	○授業展開力・教科指導力の向上を図るため、退職校長等を授業アドバイザーとして、小・中学校へ配置	4.7	4.7	
	○若手教員に対し、授業公開、授業参観、助言を行うアドバイザーティーチャー(AT)を指名するとともに、ATの授業軽減のための非常勤講師を配置	0.8	0.8	
教職員の指導力の向上	○優れた教材、指導案等のコンテンツを電子データで蓄積してデータベース化・公開し、共有化	0.8	0.8	
	○専門職としての資質の向上を図るため、大学や大学院に教員を派遣	0.5	0.5	
生徒指導の充実	○生徒指導主事の業務時間の確保 ○生徒指導主事の授業軽減分を補充する非常勤講師を配置(中学校:生徒指導困難校、高校:全課程、特別支援・高等部)	11.8	11.8	
	●小・中学校、高校の養護教諭の配置基準を100人程度引き下げ(小851→751人、中801→701人、高801→720人)	24.4	24.4	
スクールカウンセラーの配置	○すべての小・中学校、高校、特別支援学校に、スクールカウンセラーを常勤で配置	436.1	436.1	
	●県内の37市町に、スクールソーシャルワーカーを配置	3.9	3.9	
部活動指導の充実	○合同部活動の推進 ○合同部活動の運営等を支援する体制の整備	-	-	
	●外部指導者の人材登録データベースをHPに公開 ○希望する中・高校に外部指導者を派遣、外部指導者養成講習会の開催	10.1	10.1	
家庭協働の地域との連携	●部活動顧問教員を対象とする感研研修会	0.9	0.9	
	●部活動手当の見直し検討	47.5	47.5	
その他	○公立幼稚園・保育園、小学校1～3年生の保護者を対象として親学講座の実施	0.6	0.6	
	○すべての小・中学校に、コーディネーター1人を配置	56.3	56.3	
安全・安心な教育環境の整備	○政令都市を含むすべての小学校で、通学合宿の実施	3.2	3.2	
	○本庁、各教育事務所への相談員の配置、弁護士との顧問契約及び対応マニュアルの作成	0.7	0.7	
教職員のメンタルヘルスの増進	○県立学校施設の耐震化の推進 ○市町立学校施設の耐震化への支援	118.4	118.4	
	○健康支援チームの配置(精神科産業医、保健師の拡充)、県立学校の新任教頭の第二種衛生管理者資格の取得 ○夏季休業中の勤務形態の弾力化及び有給休暇を取りやすくする仕組みの検討	2.6	2.6	

試算総額(億円) 2,390.2

施策の方向	小学校 (特別支援学校小学部)						中学校 (特別支援学校中学部)			高等学校 (特別支援学校高等部)					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年			
強組織による生産性の向上	●学校ICT化の推進(校内ネットワークの構築)・・・県下統一標準ソフト(成績処理・共有化)の開発、試験運用(指定校)									●教育総合ネットワークの構築 ・成績処理、グループウェアの導入 ・総務事務の集中化					
	●事務職員の加配、事務の共同実施						【中学校】校区内の小中学校で共同実施 12学級以上の校区に1人加配								
	●主幹教諭の配置						【小学校】全校に1人配置、非常勤講師の配置			【中学校】全校に1人配置、非常勤講師の配置					
	○学校の自律性の確立(校長の裁量権の拡大)、○学校業務の整理・縮減(校務分掌に係る運営方法の改善、調査・会議・指定研究の縮減、管理業務の民間委託)														
	●県教育委員会事務局組織の再編(学校支援業務の総合教育センターへの集中化)														
学習指導・教育環境の充実	●静岡式30人学級編制、教室の整備・・・小中学校の全学年に30人学級編制(20人未満の学級はつくらない)														
	●学級担任複数配置・・・30人学級編制の対象外(31~39人)の学級に2人配置						●教科担任制の導入と専科教員の配置・・・理科・社会科等の専科教員を、学校の実態に応じて配置								
	○小学校1年生多人数学級支援						・・・複数担任対象外の25人以上の全学級								
	○教員の異校種間交流						【小学校】指定校:中学校教員→小学校			【中学校】指定校:高校教員→中学校			【高等学校】指定校:大学教員→高等学校		
	○安全・安心な教育環境の整備(市町立学校施設の耐震化への支援)														
	●特別支援学校の狭隘化の解消(知的障害の特別支援学校の整備)【特別支援学校】														
	○理科支援員の配置・・・2校に1校の割合で2人配置														
	●外国人児童生徒支援員の配置・・・要日本語指導の外国籍児童生徒が5人以上13人以下在籍						【小学校】未設置校に1人配置			【中学校】未設置校に1人配置					
	○特別支援教育支援員の配置						【小学校】12学級以上の全校に1人配置			【中学校】12学級以上の全校に1人配置					
	●学校図書館の充実・・・司書の配置						【小学校】全校に1人配置			【中学校】全校に1人配置			【高等学校】全校に1人配置		
○学校支援地域本部の設置・・・全校に学校支援地域本部を開設						【小学校】全校に1人のコーディネーターを配置			【中学校】全校に1人のコーディネーターを配置						
○通学合宿の拡充・・・全小学校区で実施															
○スクールカウンセラーの配置						【小学校】全校に1人配置(常勤)			【中学校】全校に1人配置(常勤)			【高等学校】全校に1人配置(常勤)			
						●部活動指導の充実(外部指導者の活用)・・・希望する学校に指導員を派遣(人材登録データベースの構築)									
						●生徒指導主事の業務時間の確保・・・全中・高等学校に非常勤講師を配置									
●養護教諭の複数配置基準の引き下げ						【小学校】851人→751人			【中学校】801人→701人			【高等学校】801人→720人			
きめ細かな指導による教育の質の向上	○授業アドバイザーの派遣・・・授業展開力、教科指導力の向上を図るための退職校長等の派遣									○アドバイザーティチャー(AT)の指名 ・若手教員に対する授業参観、助言					
	●PT(理学療法士)等の外部専門家の派遣【特別支援学校】・・・多様な障害に対する専門性の向上を図るためのPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等の外部専門家を特別支援学校に派遣														
	●教職員一人1台パソコンの整備補助(知識・技術の共有化)・・・市町への整備補助、優れた教材や指導案等の電子化と共有化														
	○大学等との連携の推進・・・大学・大学院への教員の派遣														
							●部活動指導の充実(顧問への支援)・・・資質向上研修の実施、部活動手当の見直し検討								
	○教職員のメンタルヘルスの増進・・・健康支援チームの配置(本庁、教育事務所:精神科産業医、保健師の拡充配置)、夏季休業中の勤務形態の弾力化等														
教員の資質向上・支援	○過度な負担を強い保護者に対応するための相談員の配置・・・本庁、教育事務所への相談員、弁護士との顧問契約														

戦後の社会環境の変化と学校教育の動向(静岡版)

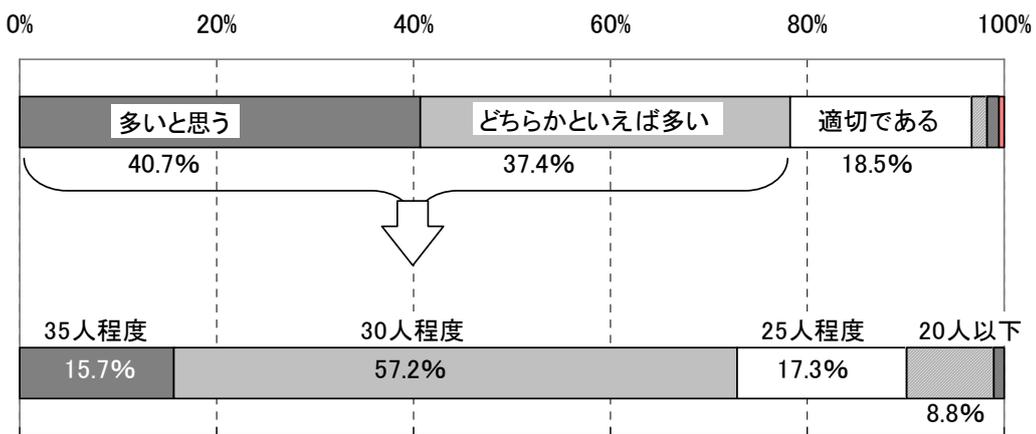
家族類型別世帯割合(%)	外国人登録者数(人)	市部、郡部人口割合(%)	産業別就業人口割合(%)	年齢階層別人口割合(%)	人口	経済成長率(%)	西暦	元号	教育を取り巻く社会背景	中教審答申等	学習指導要領			大学入試		進学率(%)	
											小学校	中学校	高校	国	県	高校等	大学等
核家族 単独 其他	総数 韓国・朝鮮 以外	市部 郡部	第1次 第2次 第3次	~14 15~64 65~	(千人)	(%)			教育を取り巻く社会背景	中教審答申等	小学校 中学校 高校	国 県	高校等 大学等	進学率(%)	高校等 大学等		
60.6 3.4 36.0	7036 6252 784	34.1 65.9	50.0 23.0 26.9	36.8 58.1 5.1	2471	(2.9%)	1945	S20	戦後教育の再建	教育基本法、学校教育法制定	63 68 74						
62.6 7.9 29.5	7560 6764 796	54.6 45.4	38.8 27.9 33.3	36.3 58.7 5.0	2650	(2.9%)	1950	S21	経済社会の発展	ベビーブーマー小学校入学	62 67 73						
56.7 20.3 23.0	7103 6421 682	73.4 26.6	17.7 38.6 43.7	24.8 68.2 7.1	3090	(3.0%)	1970	S45	安定成長期の教育	中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的政策について」(46答申)	37 44 50						
59.5 19.5 21.0	7712 6826 886	77.1 22.9	12.8 39.2 47.8	24.9 67.2 7.9	3309	(3.0%)	1975	S50	経済の安定成長	主任制導入	33 40 46						
58.8 15.2 26.0	8104 6584 1520	77.3 22.7	10.6 39.5 49.9	24.2 66.8 9.1	3445	(2.9%)	1980	S55	産業構造の変化	第2次ベビーブーマー小学校入学	30 37 43						
57.2 19.2 23.6	20358 6746 13612	77.5 22.5	6.9 40.6 52.4	18.9 68.9 12.1	3671	(3.0%)	1990	H02	知識詰め込み型教育の弊害	臨教審答申1次~4次(~S62)	18 25 31						
56.5 21.3 22.2	38214 6272 31942	77.8 22.2	6.1 38.8 54.9	16.6 68.6 14.8	3738	(3.0%)	1995	H07	冷戦構造の崩壊	中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」1次、2次	13 20 26						
56.9 22.9 20.2	52393 5846 46547	78.0 22.0	5.4 37.5 56.6	15.1 67.2 17.7	3767	(3.0%)	2000	H12	経済社会のグローバル化	中教審「新しい時代の義務教育を創造する」	10 17 23						
56.8 24.6 18.6	70721 5472 65249	90.0 10.0	4.9 34.5 59.6	14.2 65.2 20.5	3792	(3.0%)	2005	H17	教育の画一化	中教審「新しい時代の義務教育を創造する」	3 10 16						
11.0 58.8 30.1 3623							2020	H32	教育振興基本計画における今後10年間の展望	教育振興基本計画における今後10年間を通じて目指すべき教育の姿							

* データは、国勢調査等を参考にしている。 * 2030年には推計3384千人

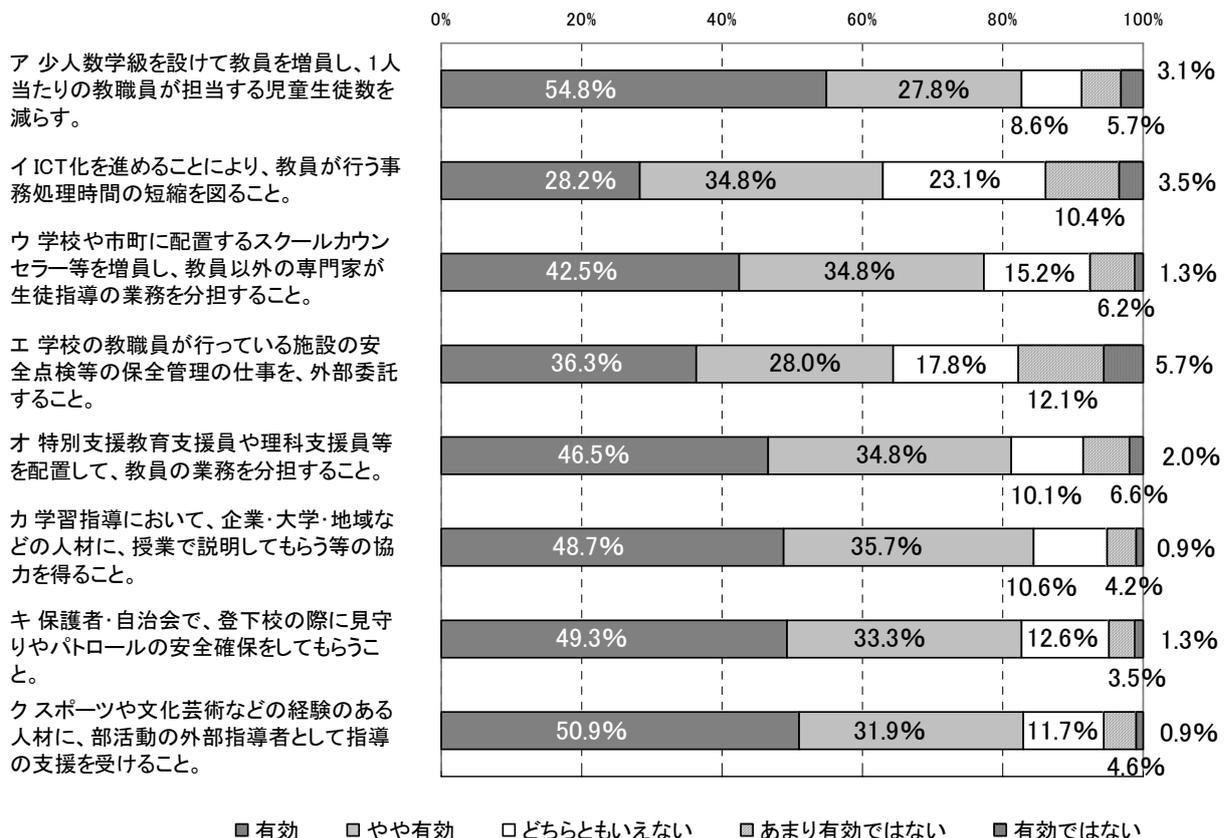
「県政インターネットモニターアンケート結果

- 回答者 県政インターネットモニター委嘱者478人
- 実施期間 平成20年5月12日(月)から2週間
- 回収率 95%(454人)

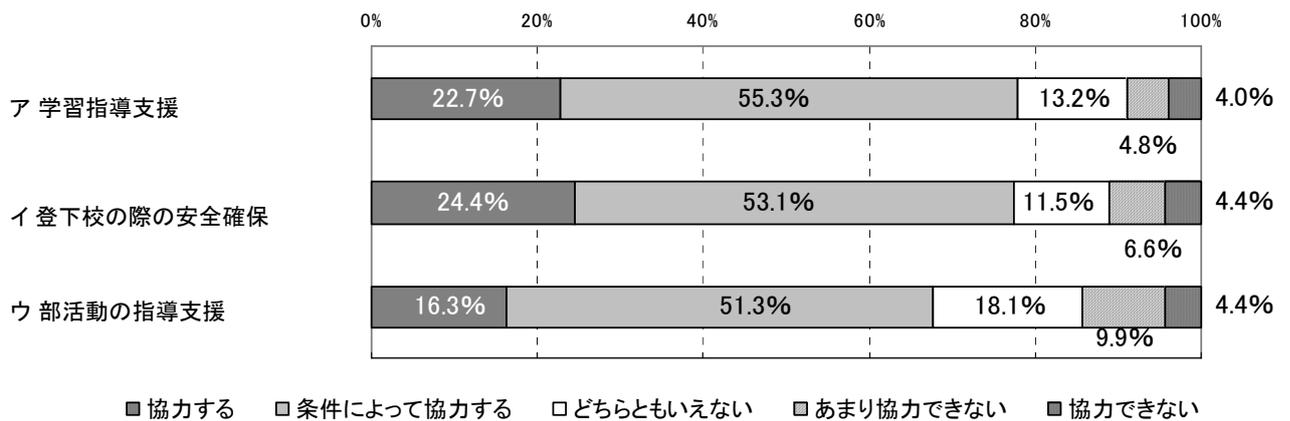
1 40人を基準とする、小・中学校の1学級の児童生徒の人数



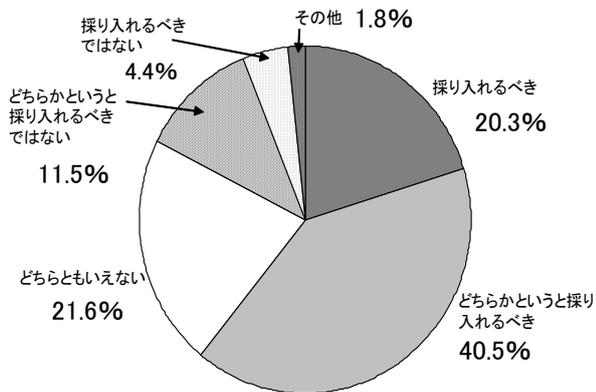
2 子どもたちにきめ細かな指導をするため、教員が子どもたちと向き合う時間を増やす方法



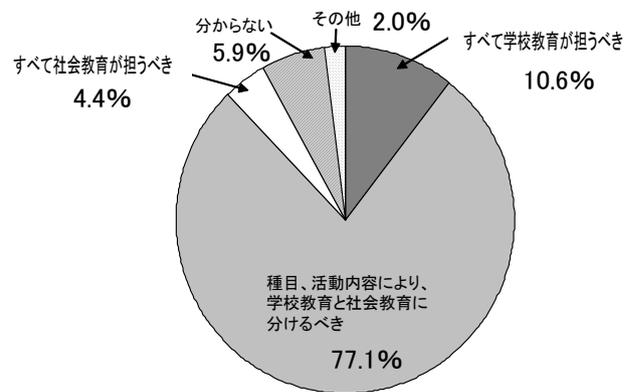
3 子どもたちにきめ細かな指導をするための取組への協力



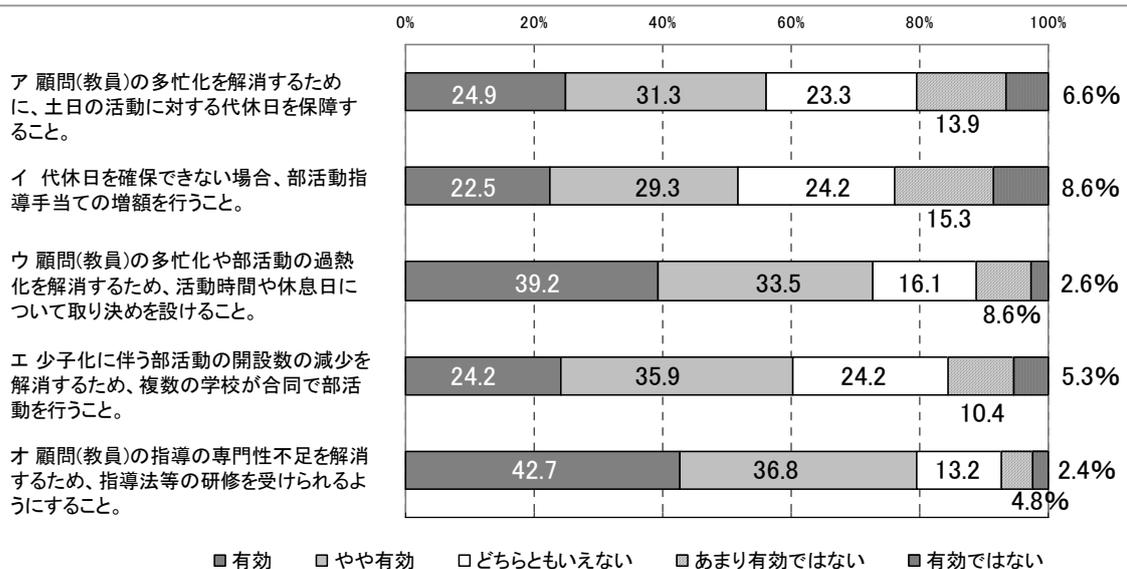
4 小学校高学年（5、6年生）への教科担任制の導入



5 中学校・高校の部活動は、学校教育か、社会教育（地域クラブ、少年団等）か



6 中学校・高校の部活動の課題を解決するために有効な方法



資 料

- 1 理想の学校教育具現化委員会設置要綱・・・・・・・・・・ 1
- 2 理想の学校教育具現化委員会委員名簿・・・・・・・・・・ 2
- 3 理想の学校教育具現化委員会審議題等・・・・・・・・・・ 3
- 4 理想の学校教育具現化委員会審議経過等・・・・・・・・・・ 4

(設置)

第 1 条 静岡県における理想の学校教育及びその実現に向けた施策を検討するため、理想の学校教育具現化委員会(以下「具現化委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 具現化委員会は、教育長の諮問に応じ、静岡県における理想の学校教育の実現に向けた施策に関して検討が必要な事項について、広く、総合的に議論を行う。

(組織)

第 3 条 具現化委員会は、教育長が委嘱する学識経験者等の委員で組織する。

- 2 委員の人数は、7 人程度とする。
- 3 委員の任期は、平成 20 年 11 月 30 日までとする。

(座長)

第 4 条 具現化委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から教育長が指名する。
- 3 座長は会務を総理し、具現化委員会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 具現化委員会は、教育長が招集し、座長が議長となる。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 具現化委員会の庶務は、生涯学習企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、具現化委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

資料 2**理想の学校教育具現化委員会委員名簿**

(氏名は 50 音順)

	氏 名	役 職
委 員	小川 正人氏	放送大学教授
	川勝 平太氏	静岡文化芸術大学学長
	庄田 武 氏	浜松市文化振興財団理事長
	遠山 敦子氏	新国立劇場理事長、元文部科学大臣
	戸塚 洋二氏	日本学術振興会学術システム研究センター所長 (平成 20 年 7 月 10 日御逝去)
	藤原 文雄氏	静岡大学教育学部准教授
	渡辺 弥生氏	法政大学文学部教授

平成 19 年 12 月 12 日

理想の学校教育具現化委員会 様

静岡県教育委員会教育長 遠藤 亮平

理想の学校教育具現化委員会の審議について（依頼）

このことについて、下記により審議をお願いします。

記

1 審議題 「静岡県としての理想の学校教育の在り方について」

2 審議内容

- (1) 教育の中で学校教育が担うべき役割について
- (2) 「学校を取り巻く実態状況調査」から明らかになった学校の実態と理想の姿との乖離を解決するための改善策について
- (3) 今後の静岡県の学校教育の在り方について

3 審議理由

静岡県では、「人づくり百年の計委員会」の提言を基に“意味ある人”づくりの取組を推進しています。

人づくりのステージの1つである学校教育においては、「確かな学力」の育成を柱に取組を進めてまいりました。しかし、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、様々な課題があり、それぞれに適切な対応が求められています。

このような課題意識を基に、学校教育の現状を把握し、これからの静岡県の学校教育の方向を探るため、「学校を取り巻く実態状況調査」を行いました。

現在、学校を取り巻く実態状況調査に関する検討会議を設置し、教職員の勤務実態調査及び児童生徒・保護者・教職員の意識調査の結果を踏まえ、学校教育が抱える課題の具体的な改善策の検討をしていただいております。

理想の学校教育具現化委員会では、社会の中で学校教育が担うべき役割（学校教育の理想の姿）について議論をお願いし、学校教育の理想の姿を描いていただくとともに、「学校を取り巻く実態状況調査」から明らかになった現実の姿との乖離を解決するために行うべき、国・県・市町それぞれのレベルでの施策について、さらには今後の静岡県の学校教育の在り方について提言をいただくことを依頼します。

理想の学校教育具現化委員会審議経過等

年度	委 員 会
19	<p>第1回（12月12日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説 明 審議事項、審議日程、設置要綱、学校を取り巻く実態状況調査結果 ○審 議 学校教育が担うべき役割について <p>第2回（1月15日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説 明 学校を取り巻く実態状況調査結果の分析 ○説 明<小川委員> 教員勤務実態調査（全国）の結果と教員勤務環境の改善方策 ○審 議 「学校を取り巻く実態状況調査」から明らかになった学校の実態と理想の姿との乖離を解決するための改善策について <p>第3回（3月7日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説 明 学校を取り巻く実態状況調査結果の再分析 理想の学校教育とは何か 提案施策に対する事業内容及び事業費 等 ○審 議 「学校を取り巻く実態状況調査」から明らかになった学校の実態と理想の姿との乖離を解決するための改善策について
20	<p>第4回（5月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説 明 学校を取り巻く実態状況調査結果に対する教育関係団体の意見 学校業務軽減に向けた具体策の検討について 部活動の在り方について 「理想の学校教育」における施策・事業に想定される効果 等 ○審 議 「学校を取り巻く実態状況調査」から明らかになった学校の実態と理想の姿との乖離を解決するための改善策について <p>第5回（7月10日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○説 明 提言の構成並びに内容骨子案 県政インターネットモニターアンケート結果 韓国における ICT を活用した学校教育の環境整備について ○審 議 理想の学校教育について 理想案施策一覧について 今後の静岡県の学校教育の在り方について <p>第6回（9月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審 議 提言のまとめの検討 <p>提言（10月27日） 「理想の学校教育の実現を目指して（提言）」</p>

理想の学校教育の実現を目指して（提言）

平成20年10月発行

編	集	理想の学校教育具現化委員会
発	行	静岡県教育委員会生涯学習企画課
住	所	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電	話	番 号 054-221-3674
メ	ール	アドレス kyoui_lifelong@pref.shizuoka.lg.jp